

平成 28 年 10 月 13 日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室 長	井嶋 俊幸
室長補佐	芝田 正人
安全衛生第一係	(内線 7660、7662)
(代表電話)	03 (5253) 1111
(直通電話)	03 (3595) 3147

平成 27 年「労働安全衛生調査（実態調査）」の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	3 頁
【事業所調査】	
1 リスクアセスメントに関する事項	3 頁
2 安全衛生教育に関する事項	4 頁
3 メンタルヘルス対策に関する事項	5 頁
4 就業形態別の労働者対策に関する事項	8 頁
5 腰痛予防対策に関する事項	9 頁
6 受動喫煙防止対策に関する事項	11 頁
7 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項	13 頁
8 長時間労働者に対する取組に関する事項	15 頁
【労働者調査】	
1 安全衛生意識に関する事項	16 頁
2 ヒヤリ・ハット体験に関する事項	18 頁
3 職業生活に関する事項	19 頁
4 受動喫煙防止対策に関する事項	21 頁
主な用語の定義	24 頁

平成 27 年労働安全衛生調査の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載されています。

アドレス (http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/)

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による「農業、林業」（林業に限る。）、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」

(3) 事業所

事業所母集団データベース（平成25年次フレーム）により作成された事業所を母集団として、上記（2）に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから無作為に抽出した約14,000事業所

(4) 労働者

上記（3）の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約18,000人

3 調査の対象期間

原則として平成27年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については平成27年7月1日を含む1か月間、過去1年間（平成26年11月1日～平成27年10月31日）又は過去3年間（平成24年11月1日～平成27年10月31日）を対象とした。

4 調査事項

(1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、労働災害に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、危険性・有害性の低減に向けた措置（リスクアセスメント）に関する事項、安全衛生教育に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、正社員以外の労働者対策に関する事項、腰痛予防対策に関する事項、受動喫煙防止対策に関する事項、有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項、長時間労働者に対する取組に関する事項、産業保健に関する事項

(2) 労働者調査

労働者の属性に関する事項、安全衛生意識に関する事項、有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項、ヒヤリ・ハット体験に関する事項、仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項、喫煙に関する事項

5 調査の方法

(1) 事業所調査

厚生労働省が直接、調査票を調査客体事業所へ郵送し、調査客体事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省へ返送

(2) 労働者調査

厚生労働省が直接、調査票を労働者調査の客体となった事業所へ郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、客体労働者を抽出して調査票を配布し、調査客体労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省へ返送

6 調査の機関

厚生労働省一報告者

7 有効回答率

事業所調査	:	調査客体数13,858	有効回答数	9,223	有効回答率	66.6%
労働者調査	:	調査客体数18,345	有効回答数	10,335	有効回答率	56.3%

8 調査結果利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、上記以外で数値がない場合、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「*」印のある数値は、調査客体数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。

(2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 「事業所規模」は、調査客体事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。

(4) 「平成25年調査」とは、「平成25年労働安全衛生調査（実態調査）」のことである。

結果の概要

【事業所調査】

1 リスクアセスメントに関する事項

リスクアセスメントを実施している事業所の割合は 47.5%[平成 25 年調査 53.1%]となっている。

実施内容(複数回答)については、「作業に用いる機械の危険性に関する事項」が 59.6%と最も多く、次いで「交通事故に関する事項」が 55.8%となっている。(第1表)

第1表 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合

区分	事業所計	実施内容(複数回答)										リスクアセスメントを実施していない	不明
		リスクアセスメントを実施している	作業に用いる機械の危険性に関する事項	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項	腰痛のおそれのある作業に関する事項	熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項	高所からの墜落・転落に関する事項	交通事故に関する事項	左記以外の事項	不明			
平成27年 (事業所規模)	100.0	47.5 (100.0)	(59.6)	(27.5)	(39.2)	(49.2)	(37.1)	(55.8)	(18.4)	(0.4)	51.2	1.4	
1,000人以上	100.0	73.2 (100.0)	(76.5)	(66.4)	(55.9)	(41.6)	(57.4)	(31.5)	(35.0)	(0.1)	26.4	0.4	
500～999人	100.0	68.8 (100.0)	(71.4)	(59.4)	(53.8)	(45.4)	(46.3)	(39.4)	(21.9)	(0.1)	30.5	0.6	
300～499人	100.0	73.8 (100.0)	(73.4)	(47.8)	(52.6)	(43.9)	(47.2)	(44.0)	(27.6)	(-)	25.9	0.4	
100～299人	100.0	64.1 (100.0)	(62.3)	(35.5)	(51.5)	(43.6)	(37.7)	(41.6)	(23.0)	(0.3)	35.2	0.7	
50～99人	100.0	60.6 (100.0)	(57.8)	(26.1)	(46.7)	(47.6)	(34.2)	(51.1)	(18.7)	(0.5)	37.9	1.5	
30～49人	100.0	51.3 (100.0)	(64.3)	(28.7)	(42.7)	(51.5)	(38.6)	(55.1)	(18.1)	(1.0)	47.7	1.0	
10～29人	100.0	43.4 (100.0)	(58.0)	(25.9)	(35.3)	(49.7)	(36.9)	(58.6)	(17.6)	(0.3)	55.1	1.5	
(産業)													
農業、林業(林業に限る。)	100.0	77.9 (100.0)	(88.0)	(3.3)	(20.1)	(74.8)	(45.9)	(40.9)	(30.4)	(-)	21.3	0.8	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	79.0 (100.0)	(87.0)	(18.9)	(39.8)	(60.9)	(68.7)	(64.0)	(16.6)	(-)	21.0	-	
建設業	100.0	85.8 (100.0)	(80.7)	(22.8)	(39.0)	(86.7)	(76.2)	(73.5)	(19.3)	(-)	13.8	0.4	
製造業	100.0	62.8 (100.0)	(86.9)	(44.4)	(38.9)	(46.2)	(35.0)	(32.8)	(12.2)	(0.6)	36.2	1.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	86.1 (100.0)	(75.5)	(42.2)	(39.5)	(62.1)	(74.7)	(61.3)	(38.4)	(-)	13.9	-	
情報通信業	100.0	13.5 (100.0)	(15.8)	(5.7)	(28.3)	(30.9)	(35.5)	(64.9)	(27.5)	(-)	86.3	0.2	
運輸業、郵便業	100.0	66.7 (100.0)	(46.4)	(14.1)	(28.5)	(41.3)	(36.1)	(84.5)	(11.4)	(0.5)	31.5	1.8	
卸売業、小売業	100.0	36.1 (100.0)	(56.3)	(23.6)	(39.7)	(37.4)	(38.4)	(62.0)	(13.2)	(0.2)	62.3	1.6	
金融業、保険業	100.0	19.6 (100.0)	(2.4)	(9.7)	(14.3)	(26.8)	(9.2)	(86.9)	(26.1)	(-)	79.3	1.1	
不動産業、物品賃貸業	100.0	31.0 (100.0)	(57.7)	(19.9)	(32.5)	(47.9)	(32.1)	(57.2)	(22.5)	(-)	67.9	1.1	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	36.8 (100.0)	(53.2)	(51.0)	(24.9)	(52.6)	(45.3)	(57.7)	(20.2)	(-)	63.0	0.1	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.5 (100.0)	(67.7)	(35.5)	(43.0)	(53.7)	(32.5)	(49.3)	(16.4)	(-)	65.3	0.1	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	43.1 (100.0)	(65.8)	(25.4)	(29.7)	(46.5)	(23.4)	(43.0)	(12.5)	(-)	55.5	1.4	
教育、学習支援業	100.0	26.9 (100.0)	(20.2)	(17.9)	(14.1)	(32.3)	(9.1)	(59.2)	(18.4)	(0.4)	72.1	1.0	
医療、福祉	100.0	52.8 (100.0)	(25.4)	(21.1)	(58.3)	(30.7)	(5.0)	(38.9)	(36.5)	(1.2)	43.2	4.0	
複合サービス事業	100.0	39.8 (100.0)	(29.1)	(4.3)	(15.8)	(39.2)	(8.9)	(86.8)	(20.3)	(-)	60.1	0.2	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	57.3 (100.0)	(53.5)	(28.5)	(37.9)	(66.1)	(50.3)	(61.8)	(21.9)	(0.8)	41.6	1.1	
平成25年	100.0	53.1 (100.0)	(54.4)	(15.4)	(35.9)	(48.7)	(...)	(...)	(42.7)	(0.4)	46.7	0.2	

注:実施内容(複数回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢が一部異なるため、比較には注意が必要である。

また、リスクアセスメントを実施している事業所のうち、「作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項」について、リスクアセスメントを実施している事業所は 27.5%[同 15.4%]となっている。このうち、リスクアセスメントのツールであるコントロール・バンディングの認知状況をみると、「コントロール・バンディングを知っている」事業所の割合は 35.5%[同 22.3%]となっている。(第2表)

第2表 コントロール・バンディングの認知状況別事業所割合

区分	実施内容(複数回答)				不明
	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項についてリスクアセスメントを実施している事業所計	コントロール・バンディングを知っている	コントロール・バンディングを知らない	不明	
平成27年 (事業所規模)	[27.5]	100.0	35.5	61.0	3.5
1,000人以上	[66.4]	100.0	79.9	19.4	0.8
500～999人	[59.4]	100.0	58.4	37.4	4.2
300～499人	[47.8]	100.0	58.9	38.0	3.2
100～299人	[35.5]	100.0	51.8	42.3	5.9
50～99人	[26.1]	100.0	40.1	57.0	2.9
30～49人	[28.7]	100.0	31.4	62.2	6.3
10～29人	[25.9]	100.0	31.9	65.6	2.5
平成25年	[15.4]	100.0	22.3	76.8	0.8

注:[]は、「リスクアセスメントを実施している事業所」のうち「作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項」について、リスクアセスメントを実施している事業所の割合である。

リスクアセスメントを実施していない事業所について、実施していない理由(複数回答)をみると、「危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため」が60.9%と最も多く、次いで「十分な知識を持った人材がいないため」が22.3%となっている(第3表)。

第3表 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合

(単位:%)

区分	リスクアセスメントを実施していない事業所計 ¹⁾	実施していない理由(複数回答)							
		十分な知識を持った人材がいないため	実施方法が判らないため	労働災害が発生していないため	法令を守っていれば十分なため	危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため	その他	不明	
平成27年	[51.2] 100.0	22.3	17.2	18.5	11.3	60.9	11.4	4.6	
(事業所規模)									
1,000人以上	[26.4]	100.0	17.2	10.1	5.9	6.1	66.1	12.7	4.2
500～999人	[30.5]	100.0	13.1	5.4	5.3	7.2	73.5	15.0	0.9
300～499人	[25.9]	100.0	18.7	9.5	10.0	9.1	65.5	13.2	5.4
100～299人	[35.2]	100.0	22.4	13.4	7.9	8.1	66.6	14.9	1.2
50～99人	[37.9]	100.0	21.4	16.3	13.1	9.3	59.5	14.3	2.5
30～49人	[47.7]	100.0	29.7	18.0	13.4	11.2	59.7	10.9	3.6
10～29人	[55.1]	100.0	21.1	17.4	20.4	11.6	60.9	11.0	5.1
(産業)									
農業、林業(林業に限る。)	[21.3]	100.0	34.5	5.6	3.8	7.7	37.0	26.6	-
鉱業、採石業、砂利採取業	[21.0]	100.0	67.2	35.9	7.8	-	28.1	2.3	-
建設業	[13.8]	100.0	19.8	13.9	42.2	10.0	57.2	7.4	1.0
製造業	[36.2]	100.0	35.9	24.1	18.7	15.3	38.7	15.2	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	[13.9]	100.0	4.3	-	17.1	5.8	62.6	25.4	6.7
情報通信業	[86.3]	100.0	14.2	12.1	16.0	10.6	80.4	4.4	3.1
運輸業、郵便業	[31.5]	100.0	25.9	7.8	24.7	14.4	56.1	18.0	0.8
卸売業、小売業	[62.3]	100.0	17.8	19.6	15.3	8.2	65.3	7.6	5.9
金融業、保険業	[79.3]	100.0	5.8	6.5	6.7	5.9	80.1	15.2	3.4
不動産業、物品賃貸業	[67.9]	100.0	17.5	13.1	14.4	7.8	75.4	6.6	6.0
学術研究、専門・技術サービス業	[63.0]	100.0	11.9	17.7	35.0	23.3	66.0	7.0	4.1
宿泊業、飲食サービス業	[65.3]	100.0	31.3	20.5	21.6	14.6	52.1	13.0	6.1
生活関連サービス業、娯楽業	[55.5]	100.0	28.3	11.9	14.4	10.2	45.9	16.6	7.4
教育、学習支援業	[72.1]	100.0	20.9	10.2	20.0	9.4	65.0	14.9	3.5
医療、福祉	[43.2]	100.0	21.1	21.5	21.4	9.5	66.8	11.9	2.8
複合サービス事業	[60.1]	100.0	17.7	16.5	14.6	8.0	73.6	12.9	2.0
サービス業(他に分類されないもの)	[41.6]	100.0	24.9	8.5	18.0	17.8	60.4	13.9	3.1
平成25年	[46.7]	100.0	26.8	23.6	43.2	28.3	...	29.3	0.5

注:実施していない理由(複数回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢が一部異なるため、比較には注意が必要である。

1)[]は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施していない事業所」の割合である。

2 安全衛生教育に関する事項

雇入れ時教育について、正社員の対象者がいる事業所の割合は79.1%であり、このうち実施している事業所の割合は66.1%となっている。正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の対象者がいる事業所の割合は62.4%であり、このうち実施している事業所の割合は55.8%となっている。派遣労働者に対する雇入れ又は受入れ時教育の対象者がいる事業所の割合は12.3%であり、このうち実施している事業所の割合は60.2%となっている。(第4表)

第4表 安全衛生教育実施対象者別雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	実施対象者																	
		正社員				正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)				派遣労働者									
		雇入れ時教育		対象者がいない		雇入れ時教育		対象者がいない		雇入れ又は受入れ時教育		対象者がいない		不明					
対象者がいる	実施している	実施していない	不明	対象者がいる	実施している	実施していない	不明	対象者がいる	実施している	実施していない	不明	対象者がいる	実施している	実施していない	不明				
平成27年	100.0	79.1	(100.0)	(66.1)	(33.9)	2.9	18.0	62.4	(100.0)	(55.8)	(44.2)	15.7	21.8	12.3	(100.0)	(60.2)	(39.8)	84.0	3.7
(事業所規模)																			
1,000人以上	100.0	95.6	(100.0)	(94.0)	(6.0)	-	4.4	87.8	(100.0)	(83.9)	(16.1)	4.4	7.8	74.8	(100.0)	(75.0)	(25.0)	16.8	8.3
500～999人	100.0	92.5	(100.0)	(90.3)	(9.7)	-	7.5	85.2	(100.0)	(83.6)	(16.4)	4.9	9.9	65.7	(100.0)	(76.6)	(23.4)	24.4	9.9
300～499人	100.0	89.3	(100.0)	(90.9)	(9.1)	0.2	10.5	82.6	(100.0)	(82.4)	(17.6)	6.2	11.2	58.9	(100.0)	(72.9)	(27.1)	31.9	9.1
100～299人	100.0	91.3	(100.0)	(85.9)	(14.1)	0.2	8.5	82.6	(100.0)	(78.5)	(21.5)	5.5	12.0	42.9	(100.0)	(70.8)	(29.2)	51.1	6.0
50～99人	100.0	87.9	(100.0)	(78.5)	(21.5)	0.1	12.0	76.4	(100.0)	(70.3)	(29.7)	6.6	17.0	27.3	(100.0)	(64.8)	(35.2)	64.5	8.3
30～49人	100.0	86.3	(100.0)	(67.0)	(33.0)	0.5	13.2	71.4	(100.0)	(58.4)	(41.6)	10.1	18.5	19.3	(100.0)	(57.5)	(42.5)	76.2	4.5
10～29人	100.0	75.4	(100.0)	(61.8)	(38.2)	4.0	20.6	57.0	(100.0)	(49.6)	(50.4)	19.0	24.0	5.8	(100.0)	(51.2)	(48.8)	91.5	2.7
(産業)																			
農業、林業(林業に限る。)	100.0	91.5	(100.0)	(89.5)	(10.5)	0.8	7.7	50.4	(100.0)	(82.2)	(17.8)	27.1	22.5	0.4	(100.0)	(100.0)	(-)	98.9	0.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	88.0	(100.0)	(87.7)	(12.3)	1.6	10.3	39.9	(100.0)	(77.7)	(22.3)	35.0	25.1	6.4	(100.0)	(71.2)	(28.8)	93.2	0.4
建設業	100.0	94.1	(100.0)	(89.9)	(10.1)	0.1	5.8	42.1	(100.0)	(78.7)	(21.3)	41.5	16.4	8.5	(100.0)	(81.9)	(18.1)	89.7	1.8
製造業	100.0	90.1	(100.0)	(76.9)	(23.1)	0.8	9.1	64.5	(100.0)	(71.5)	(28.5)	16.3	19.3	23.8	(100.0)	(79.7)	(20.3)	72.0	4.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.7	(100.0)	(95.7)	(4.3)	-	7.3	48.7	(100.0)	(85.5)	(14.5)	42.6	8.7	24.8	(100.0)	(78.1)	(21.9)	72.1	3.1
情報通信業	100.0	74.2	(100.0)	(57.3)	(42.7)	0.2	25.5	46.0	(100.0)	(47.4)	(52.6)	28.2	25.8	33.1	(100.0)	(46.0)	(54.0)	62.2	4.7
運輸業、郵便業	100.0	86.3	(100.0)	(84.8)	(15.2)	1.5	12.2	50.6	(100.0)	(78.6)	(21.4)	28.8	20.7	12.6	(100.0)	(69.0)	(31.0)	84.0	3.4
卸売業、小売業	100.0	67.1	(100.0)	(53.9)	(46.1)	5.3	27.6	59.9	(100.0)	(39.9)	(60.1)	15.0	25.0	10.5	(100.0)	(61.4)	(38.6)	85.9	3.6
金融業、保険業	100.0	78.2	(100.0)	(51.4)	(48.6)	0.1	21.7	57.6	(100.0)	(39.5)	(60.5)	20.9	21.5	15.9	(100.0)	(36.4)	(63.6)	80.3	3.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	70.5	(100.0)	(51.4)	(48.6)	-	29.5	47.3	(100.0)	(53.4)	(46.6)	20.7	32.0	11.8	(100.0)	(41.6)	(58.4)	81.0	7.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	78.5	(100.0)	(52.9)	(47.1)	-	21.5	59.0	(100.0)	(45.7)	(54.3)	22.8	18.2	16.2	(100.0)	(52.9)	(47.1)	80.7	3.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.4	(100.0)	(70.2)	(29.8)	8.5	13.1	74.3	(100.0)	(62.4)	(37.6)	4.2	21.5	2.4	(100.0)	(33.6)	(66.4)	96.6	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.4	(100.0)	(48.5)	(51.5)	1.4	14.2	66.2	(100.0)	(47.3)	(52.7)	9.7	24.1	7.6	(100.0)	(33.1)	(66.9)	86.7	5.7
教育、学習支援業	100.0	78.5	(100.0)	(37.7)	(62.3)	2.2	19.3	70.7	(100.0)	(25.2)	(74.8)	9.3	20.0	14.4	(100.0)	(19.7)	(80.3)	80.6	5.1
医療、福祉	100.0	77.2	(100.0)	(56.7)	(43.3)	0.7	22.2	73.1	(100.0)	(52.4)	(47.6)	2.0	25.0	9.3	(100.0)	(36.5)	(63.5)	84.3	6.4
複合サービス事業	100.0	77.2	(100.0)	(59.2)	(40.8)	-	22.8	69.0	(100.0)	(53.1)	(46.9)	7.8	23.2	11.9	(100.0)	(8.5)	(91.5)	85.2	2.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	82.9	(100.0)	(79.3)	(20.7)	3.0	14.1	68.7	(100.0)	(70.6)	(29.4)	17.2	14.1	14.2	(100.0)	(68.9)	(31.1)	83.3	2.6

3 メンタルヘルス対策に関する事項

(1)メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の状況

過去1年間(平成26年11月1日から平成27年10月31日までの期間。以下同じ。)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者(受け入れている派遣労働者を除く。以下、本項では同じ。)の割合は0.4%、退職した労働者の割合は0.2%となっている。産業別にみると、1か月以上休業した労働者は、「情報通信業」が1.3%と最も高く、退職した労働者は、「情報通信業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「医療、福祉」が0.4%と最も高くなっている。(第5表)

第5表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者割合

(単位:%)

区 分	連続1か月以上 休業した労働者	退職した労働者
平成27年	0.4	0.2
(事業所規模)		
1,000人以上	0.8	0.1
500～999人	0.6	0.1
300～499人	0.5	0.1
100～299人	0.4	0.1
50～99人	0.3	0.3
30～49人	0.2	0.2
10～29人	0.3	0.3
(産業)		
農業、林業(林業に限る。)	0.1	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	0.1
建設業	0.3	0.2
製造業	0.4	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.1
情報通信業	1.3	0.4
運輸業、郵便業	0.2	0.1
卸売業、小売業	0.4	0.2
金融業、保険業	0.6	0.3
不動産業、物品賃貸業	0.4	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	0.6	0.2
宿泊業、飲食サービス業	0.2	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	0.1	0.2
教育、学習支援業	0.2	0.1
医療、福祉	0.3	0.4
複合サービス事業	0.5	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	0.3	0.1

注:受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

(2)メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は59.7%[平成25年調査60.7%]となっている。

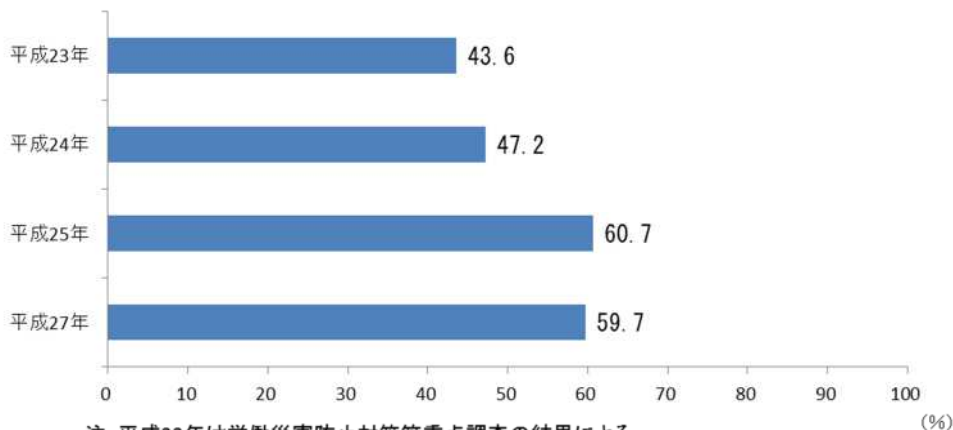
取組内容(複数回答)をみると、「メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備」が44.4%[同41.8%]と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」が42.0%[同46.0%]、「メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供」が38.6%[同37.9%]となっている。(第6表、第1図)

第6表 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	事業所計	取組内容(複数回答)																			メンタルヘルス対策に取り組んでいない	不明
		メンタルヘルス対策に取り組んでいる	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する(部、課など)ことこの分析を(含む)	職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック後の集団)	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	職場復帰支援プログラム(含む)	事業所内での相談体制の整備	メンタルヘルス対策の実施	窓口(産業保健センター(地域))を活用したメンタルヘルス対策の実施	産業保健総合支援センターを活用したメンタルヘルス対策の実施	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	他の外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	その他			
平成27年	100.0	59.7	(100.0)	(22.2)	(13.8)	(21.0)	(42.0)	(38.6)	(9.4)	(14.8)	(28.4)	(22.4)	(17.9)	(44.4)	(3.8)	(2.1)	(8.0)	(15.1)	(6.0)	39.7	0.6	
(事業所規模)																						
1,000人以上	100.0	99.8	(100.0)	(71.6)	(63.4)	(74.1)	(84.5)	(82.4)	(67.6)	(40.9)	(53.1)	(66.0)	(81.4)	(84.1)	(9.1)	(6.0)	(26.0)	(40.8)	(2.7)	0.2	-	
500～999人	100.0	96.6	(100.0)	(61.4)	(46.4)	(57.8)	(68.0)	(67.4)	(45.4)	(27.7)	(38.0)	(53.8)	(59.6)	(70.0)	(8.5)	(9.6)	(23.3)	(37.6)	(6.7)	2.3	1.1	
300～499人	100.0	92.5	(100.0)	(54.0)	(33.2)	(49.2)	(59.2)	(62.1)	(33.3)	(21.6)	(32.9)	(42.4)	(50.5)	(63.0)	(4.0)	(6.9)	(19.3)	(28.2)	(2.6)	7.1	0.4	
100～299人	100.0	95.0	(100.0)	(47.1)	(23.4)	(36.6)	(47.8)	(44.0)	(20.7)	(25.5)	(27.0)	(32.0)	(33.2)	(45.0)	(2.9)	(4.5)	(14.1)	(20.6)	(2.0)	4.1	0.9	
50～99人	100.0	81.3	(100.0)	(41.5)	(16.5)	(32.7)	(36.3)	(34.9)	(13.1)	(21.7)	(27.1)	(25.5)	(21.9)	(36.0)	(3.5)	(3.7)	(10.3)	(16.2)	(3.4)	18.1	0.6	
30～49人	100.0	64.0	(100.0)	(25.3)	(15.2)	(20.9)	(41.8)	(40.9)	(9.8)	(11.3)	(30.1)	(21.1)	(16.8)	(39.1)	(2.8)	(1.2)	(8.1)	(14.7)	(5.2)	35.5	0.4	
10～29人	100.0	52.9	(100.0)	(13.4)	(10.5)	(15.6)	(41.7)	(37.2)	(6.1)	(13.8)	(28.1)	(20.1)	(14.2)	(46.5)	(4.1)	(1.6)	(6.3)	(13.7)	(7.2)	46.4	0.6	
(産業)																						
農業、林業(林業に限る。)	100.0	57.4	(100.0)	(14.1)	(4.4)	(10.8)	(38.0)	(29.6)	(0.6)	(11.1)	(20.7)	(17.4)	(3.5)	(32.2)	(8.3)	(4.8)	(-)	(2.3)	(2.1)	41.8	0.8	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	60.1	(100.0)	(10.4)	(9.4)	(15.8)	(25.4)	(24.8)	(4.7)	(11.7)	(36.5)	(16.7)	(12.5)	(41.2)	(3.9)	(0.4)	(5.8)	(14.8)	(5.0)	39.9	-	
建設業	100.0	64.5	(100.0)	(23.3)	(16.4)	(18.4)	(36.4)	(29.6)	(5.3)	(12.8)	(33.1)	(21.9)	(7.5)	(35.0)	(5.4)	(1.2)	(8.3)	(10.0)	(8.0)	34.7	0.9	
製造業	100.0	54.3	(100.0)	(29.8)	(15.0)	(30.1)	(39.3)	(41.4)	(12.1)	(15.3)	(32.0)	(23.9)	(18.2)	(39.0)	(5.9)	(4.3)	(11.5)	(11.2)	(6.6)	44.7	1.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.8	(100.0)	(49.5)	(48.5)	(37.1)	(74.3)	(70.9)	(45.7)	(41.7)	(58.4)	(56.4)	(57.1)	(59.8)	(5.5)	(5.2)	(26.2)	(38.6)	(1.4)	4.2	-	
情報通信業	100.0	72.6	(100.0)	(27.5)	(25.2)	(28.0)	(51.8)	(51.7)	(21.5)	(32.6)	(41.9)	(35.7)	(41.7)	(53.6)	(5.3)	(2.7)	(20.1)	(21.1)	(5.7)	27.3	0.0	
運輸業、郵便業	100.0	60.4	(100.0)	(20.3)	(12.6)	(17.5)	(29.8)	(33.8)	(8.2)	(15.0)	(35.0)	(25.2)	(10.9)	(31.7)	(4.4)	(3.8)	(9.2)	(10.6)	(2.7)	39.2	0.4	
卸売業、小売業	100.0	56.6	(100.0)	(19.1)	(12.8)	(17.3)	(42.0)	(37.2)	(4.9)	(9.7)	(23.1)	(23.2)	(18.7)	(46.9)	(4.6)	(1.2)	(5.1)	(19.7)	(4.5)	42.9	0.5	
金融業、保険業	100.0	90.6	(100.0)	(27.8)	(27.1)	(32.3)	(52.9)	(49.0)	(28.9)	(22.7)	(43.3)	(38.5)	(41.1)	(55.0)	(5.4)	(3.2)	(11.3)	(36.3)	(7.2)	9.4	-	
不動産業、物品賃貸業	100.0	63.6	(100.0)	(17.6)	(5.0)	(18.6)	(33.7)	(37.9)	(3.0)	(6.4)	(14.7)	(9.8)	(28.3)	(36.1)	(2.7)	(0.2)	(11.9)	(8.2)	(17.1)	36.4	-	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	58.8	(100.0)	(23.1)	(11.1)	(19.3)	(38.9)	(39.3)	(7.6)	(11.2)	(31.7)	(18.3)	(16.7)	(43.9)	(3.7)	(4.6)	(10.9)	(11.6)	(6.9)	41.0	0.1	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	52.1	(100.0)	(15.7)	(8.4)	(18.3)	(52.1)	(46.8)	(5.2)	(12.7)	(29.2)	(15.6)	(16.8)	(49.6)	(2.1)	(0.1)	(4.8)	(16.4)	(0.9)	46.8	1.1	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	55.4	(100.0)	(15.5)	(9.9)	(11.8)	(27.7)	(29.3)	(5.8)	(20.9)	(23.9)	(18.0)	(13.0)	(43.9)	(1.4)	(1.7)	(3.7)	(4.6)	(10.2)	44.6	-	
教育、学習支援業	100.0	52.5	(100.0)	(21.3)	(10.3)	(14.5)	(32.4)	(34.1)	(10.4)	(12.7)	(30.3)	(21.3)	(10.2)	(44.0)	(0.3)	(0.7)	(6.9)	(10.4)	(4.9)	47.5	-	
医療、福祉	100.0	61.3	(100.0)	(19.7)	(9.1)	(20.7)	(44.9)	(33.5)	(10.3)	(16.4)	(18.0)	(15.2)	(11.2)	(48.6)	(1.0)	(2.9)	(7.6)	(9.6)	(8.3)	37.7	1.0	
複合サービス事業	100.0	87.1	(100.0)	(30.9)	(12.0)	(19.7)	(44.4)	(36.0)	(14.8)	(12.1)	(40.7)	(26.8)	(25.2)	(45.9)	(2.1)	(5.8)	(22.4)	(15.6)	(6.7)	12.9	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	66.6	(100.0)	(30.1)	(17.3)	(23.8)	(44.7)	(41.7)	(11.4)	(17.7)	(27.9)	(24.9)	(18.6)	(42.6)	(3.1)	(1.2)	(5.5)	(14.3)	(8.3)	33.4	0.1	
平成25年	100.0	60.7	(100.0)	(20.7)	(10.6)	(21.0)	(46.0)	(37.9)	(12.8)	(23.2)	(32.0)	(26.0)	(17.5)	(41.8)	(4.1)	(2.2)	(13.6)	(15.5)	(5.9)	39.1	0.2	

注:取組内容(複数回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢の表現が一部異なる。

第1図 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合の推移



注:平成23年は労働災害防止対策等重点調査の結果による。
平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

(3)ストレスチェックについて

ストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェックの実施時期をみると、「定期健康診断以外の機会に実施した」は58.9%[平成25年調査63.8%]、「定期健康診断の機会に実施した」が39.7%[同36.2%]となっている(第7表)。

第7表 労働者のストレスチェックの実施時期別事業所割合

(単位:%)

区 分	ストレスチェックの実施時期				
	労働者のストレス チェックを実施した 事業所計	定期健康診断の機会 に実施した	定期健康診断以外の 機会に実施した	不明	
平成27年	[22.4]	100.0	39.7	58.9	1.4
(事業所規模)					
1,000人以上	[66.0]	100.0	49.8	50.0	0.2
500～999人	[53.8]	100.0	41.7	58.3	-
300～499人	[42.4]	100.0	48.0	52.0	-
100～299人	[32.0]	100.0	44.7	55.2	0.1
50～99人	[25.5]	100.0	47.1	51.7	1.2
30～49人	[21.1]	100.0	21.9	73.8	4.3
10～29人	[20.1]	100.0	41.0	57.9	1.1
平成25年	[26.0]	100.0	36.2	63.8	0.0

注: []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」を選択した事業所の割合。

また、ストレスチェックを実施した事業所のうち、事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所は47.1%[同42.0%]となっており、そのうち、面談等を実施した労働者の割合が「80%以上100%まで」であった事業所は23.4%[同26.7%]となっている(第8表)。

第8表 事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合別事業所割合

(単位:%)

区 分	実施した労働者の割合											医師等の専 門家による 面談等を実 施してい ない	不明	
	労働者のストレス チェックを実施した 事業所計	医師等の専 門家による 面談等を実 施した	80%以上 100%まで	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	5%以上 10%未満	5%未満				
平成27年	[22.4]	100.0	47.1	(100.0)	(23.4)	(2.2)	(9.0)	(0.2)	(5.4)	(5.2)	(7.8)	(46.9)	50.9	2.0
(事業所規模)														
1,000人以上	[66.0]	100.0	75.5	(100.0)	(29.2)	(0.2)	(0.9)	(0.4)	(1.7)	(7.2)	(9.7)	(50.8)	21.3	3.2
500～999人	[53.8]	100.0	68.2	(100.0)	(37.5)	(0.8)	(0.5)	(-)	(2.4)	(2.4)	(7.5)	(49.0)	26.0	5.8
300～499人	[42.4]	100.0	67.2	(100.0)	(29.7)	(1.0)	(-)	(-)	(0.1)	(3.0)	(12.7)	(53.5)	29.3	3.5
100～299人	[32.0]	100.0	56.2	(100.0)	(26.2)	(0.9)	(1.0)	(0.4)	(2.2)	(4.3)	(8.1)	(56.9)	39.6	4.3
50～99人	[25.5]	100.0	42.7	(100.0)	(17.5)	(2.7)	(2.3)	(0.1)	(4.3)	(3.2)	(15.1)	(54.7)	55.1	2.2
30～49人	[21.1]	100.0	47.8	(100.0)	(27.9)	(2.7)	(2.6)	(-)	(2.5)	(2.4)	(8.4)	(53.6)	48.4	3.8
10～29人	[20.1]	100.0	44.5	(100.0)	(21.7)	(2.4)	(15.5)	(0.2)	(7.8)	(6.9)	(5.4)	(40.1)	54.7	0.8
平成25年	[26.0]	100.0	42.0	(100.0)	(26.7)	(1.9)	(4.5)	(3.1)	(1.8)	(5.9)	(9.6)	(46.6)	57.1	0.9

注: []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」を選択した事業所の割合。

このうち、面談等の実施者・実施機関をみると、「産業医」が49.8%[同52.5%]と最も多く、次いで「健康診断機関」が26.4%[同27.3%]となっている(第9表)。

第9表 医師等の専門家による面談等の実施者・実施機関別事業所割合

(単位:%)

区 分	面談等の実施者・実施機関(複数回答)								不明	
	医師等の専 門家による 面談等を実 施した 事業所計	産業医	産業医以 外の医師 (外部の医 師)	事業所内 の保健師・ 看護師	衛生管理 者・衛生推 進者等	地域産業 保健セン ター(地域 窓口)	健康診断 機関	その他の機 関		
平成27年	[47.1]	100.0	49.8	15.4	14.2	2.8	5.7	26.4	5.8	2.2
(事業所規模)										
1,000人以上	[75.5]	100.0	91.8	27.4	37.2	4.1	-	0.6	9.6	1.1
500～999人	[68.2]	100.0	82.5	38.3	26.5	0.7	-	4.5	10.8	5.5
300～499人	[67.2]	100.0	73.1	31.5	26.2	10.3	1.2	1.7	10.8	-
100～299人	[56.2]	100.0	81.4	12.4	19.0	1.2	1.0	5.1	7.6	1.4
50～99人	[42.7]	100.0	66.4	11.1	17.7	4.1	5.2	15.5	5.8	2.7
30～49人	[47.8]	100.0	54.6	8.8	17.5	1.8	3.1	16.2	6.3	4.0
10～29人	[44.5]	100.0	32.7	16.9	9.4	2.9	8.4	40.3	4.6	1.8
平成25年	[42.0]	100.0	52.5	18.7	18.0	6.6	1.0	27.3	12.5	2.5

注: []は、「労働者のストレスチェックを実施した事業所」のうち、「医師等の専門家による面談等を実施した事業所」の割合である。

4 就業形態別の労働者対策に関する事項

(1)安全衛生教育の実施について

就業形態別に、対象者がいる事業所のうち、安全衛生教育を実施している事業所の割合をみると、正社員では80.9%、正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)では75.2%、派遣労働者では72.6%となっている。

安全衛生教育を実施した事業所について実施内容(複数回答)をみると、いずれの就業形態についても「整理整頓に関する教育」が最も多く、次いで正社員及び正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)では「交通事故防止に関する教育」、派遣労働者では「作業に用いる機械等による事故を防ぐための教育」となっている。(第10表)

第10表 安全衛生教育の実施対象者の有無、安全衛生教育の実施の有無及び実施内容別事業所割合

(平成27年)

(単位:%)

区分	事業所計	対象者がいる ¹⁾		実施内容(複数回答)											安全衛生教育を実施していない	対象者がいない	不明
				安全衛生教育を実施している	作業に用いる機械等による事故を防ぐための教育	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する教育	腰痛のおそれのある作業に関する腰痛予防対策に関する教育	熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する教育	メンタルヘルスに関する教育	整理整頓に関する教育	事故時における応急措置、退避に関する教育	交通事故防止に関する教育	左記以外の安全な作業手順や作業方法に関する教育				
正社員	100.0	87.3	(100.0)	(80.9)	[100.0]	[52.0]	[22.6]	[35.9]	[45.8]	[29.9]	[62.5]	[48.9]	[57.4]	[46.7]	(19.1)	2.8	9.8
正社員以外の労働者 (派遣労働者を除く)	100.0	74.2	(100.0)	(75.2)	[100.0]	[49.2]	[21.0]	[34.0]	[43.7]	[25.1]	[60.1]	[46.0]	[51.6]	[47.5]	(24.8)	15.7	10.1
派遣労働者	100.0	13.7	(100.0)	(72.6)	[100.0]	[52.5]	[25.0]	[35.4]	[41.6]	[29.3]	[69.6]	[49.0]	[49.9]	[50.6]	(27.4)	84.1	2.1

注1)「対象者がいる」の事業所割合は「事業所計」から「対象者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

(2)安全衛生活動参加について

就業形態別に、対象者がいる事業所のうち、安全衛生活動に労働者を参加させている事業所の割合をみると、正社員では81.2%、正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)では76.3%、派遣労働者では76.4%となっている。

安全衛生活動に参加させている事業所について、参加させている活動内容(複数回答)をみると、正社員及び正社員以外(派遣労働者を除く)では、「4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動」が最も多く、次いで「災害発生時の避難訓練」となっている。また、派遣労働者では「災害発生時の避難訓練」が最も多く、次いで「4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動」となっている。(第11表)

第11表 過去1年間における安全衛生活動に参加させる対象者の有無、安全衛生活動の参加の有無及び活動内容別事業所割合

(平成27年)

(単位:%)

区分	事業所計	対象者がいる ¹⁾		活動内容(複数回答)														安全衛生活動に参加させていない	対象者がいない	不明			
				安全衛生活動に参加させている	安全衛生委員会(安全委員会及び衛生委員会を含む)	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動	災害発生時の避難訓練	災害防止などを話し合うミーティング	作業の安全に関するマニュアル類の作成	火災等非正常時の対応・マニュアルの周知徹底	危険予知(KY)活動	指差し呼称活動	ヒヤリ・ハット事例の報告	安全パトロールの実施	リスクアセスメントの実施	朝・昼・終礼での安全衛生講話	社内の運動会や歩き推奨運動など健康に関する活動				安全提案制度	その他(表彰制度など)	
正社員	100.0	85.4	(100.0)	(81.2)	[100.0]	[39.2]	[58.4]	[53.1]	[37.9]	[34.2]	[45.3]	[28.2]	[21.1]	[50.1]	[30.0]	[24.4]	[37.6]	[14.5]	[11.4]	[12.4]	(18.8)	2.8	11.8
正社員以外の労働者 (派遣労働者を除く)	100.0	70.7	(100.0)	(76.3)	[100.0]	[19.7]	[58.0]	[54.9]	[31.7]	[28.8]	[44.6]	[23.5]	[17.2]	[47.2]	[18.6]	[17.6]	[35.1]	[12.5]	[9.6]	[10.5]	(23.7)	15.7	13.6
派遣労働者	100.0	13.6	(100.0)	(76.4)	[100.0]	[12.7]	[65.0]	[68.2]	[30.7]	[20.2]	[53.0]	[30.8]	[24.3]	[43.5]	[16.5]	[21.1]	[38.7]	[16.0]	[15.7]	[13.4]	(23.6)	83.9	2.5

注1)「対象者がいる」の事業所割合は「事業所計」から「対象者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

5 腰痛予防対策に関する事項

腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいる事業所の割合は50.6%[平成25年調査48.8%]となっており、産業別にみると「医療、福祉」が80.3%と最も高く、次いで「運輸業、郵便業」が76.6%、「鉱業、採石業、砂利採取業」が75.9%となっている(第12表)。

第12表 腰部に負担のかかる業務従事労働者の有無及び業務内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	業務内容(複数回答)							腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいない	不明
		腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいる	介護や看護等での人の抱え上げ作業(a)	おおむね20kgを超える重量物を取り扱う作業(b)	組立作業、サービス業等で長時間立ったままで行う業務(c)	長時間の車両運転・操作の業務(d)	その他の腰部に負担のかかる作業(e)			
平成27年 (事業所規模)	100.0	50.6	(100.0)	(17.5)	(35.3)	(37.9)	(21.5)	(26.8)	46.9	2.4
1,000人以上	100.0	65.3	(100.0)	(21.7)	(46.1)	(55.8)	(15.2)	(26.3)	34.3	0.4
500～999人	100.0	64.4	(100.0)	(20.0)	(47.8)	(49.1)	(14.6)	(26.9)	35.0	0.7
300～499人	100.0	67.3	(100.0)	(22.8)	(36.3)	(52.3)	(14.4)	(23.5)	31.7	1.0
100～299人	100.0	62.0	(100.0)	(21.7)	(32.7)	(43.0)	(20.7)	(26.0)	37.0	0.9
50～99人	100.0	60.8	(100.0)	(22.7)	(35.2)	(41.7)	(19.1)	(23.6)	37.1	2.2
30～49人	100.0	58.2	(100.0)	(17.1)	(34.4)	(36.9)	(24.0)	(30.5)	39.8	2.0
10～29人	100.0	46.7	(100.0)	(16.3)	(35.6)	(36.7)	(21.5)	(26.6)	50.6	2.7
(産業)										
農業、林業(林業に限る。)	100.0	53.4	(100.0)	(-)	(20.8)	(2.7)	(41.8)	(71.4)	41.9	4.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	75.9	(100.0)	(-)	(37.6)	(4.2)	(88.1)	(14.4)	22.4	1.6
建設業	100.0	54.6	(100.0)	(-)	(62.2)	(26.3)	(28.2)	(40.4)	42.2	3.2
製造業	100.0	68.5	(100.0)	(0.0)	(51.2)	(54.1)	(14.5)	(25.0)	29.1	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.2	(100.0)	(0.4)	(49.2)	(16.8)	(33.1)	(46.2)	65.9	0.9
情報通信業	100.0	16.2	(100.0)	(-)	(13.9)	(12.8)	(24.7)	(59.8)	82.5	1.4
運輸業、郵便業	100.0	76.6	(100.0)	(5.1)	(37.0)	(7.9)	(79.4)	(22.9)	21.2	2.2
卸売業、小売業	100.0	45.3	(100.0)	(0.8)	(46.6)	(51.9)	(21.8)	(27.2)	50.7	4.0
金融業、保険業	100.0	6.6	(100.0)	(-)	(39.2)	(16.2)	(48.1)	(34.7)	92.7	0.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	29.8	(100.0)	(23.3)	(28.9)	(38.4)	(48.6)	(28.4)	69.9	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	22.3	(100.0)	(0.3)	(41.5)	(50.9)	(16.0)	(31.4)	76.2	1.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	40.4	(100.0)	(0.6)	(15.7)	(79.0)	(1.7)	(24.5)	58.2	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	43.3	(100.0)	(1.7)	(35.6)	(54.9)	(13.8)	(39.2)	55.9	0.7
教育、学習支援業	100.0	16.4	(100.0)	(25.5)	(9.3)	(3.8)	(19.3)	(46.4)	81.1	2.5
医療、福祉	100.0	80.3	(100.0)	(87.2)	(4.6)	(6.0)	(2.3)	(15.8)	18.2	1.5
複合サービス事業	100.0	33.8	(100.0)	(3.5)	(73.3)	(18.3)	(21.7)	(24.7)	64.1	2.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	44.1	(100.0)	(2.4)	(35.7)	(32.5)	(28.5)	(42.2)	53.3	2.7
平成25年	100.0	48.8	(100.0)	(13.2)	(33.5)	(35.0)	(20.7)	(33.5)	50.8	0.4

腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいる事業所のうち、腰痛予防に関する教育を行っている事業所の割合は59.4%[同57.7%]となっており、実施時期(複数回答)は、「雇入れ時」が63.4%[同48.9%]と最も多く、次いで「労働者に腰痛が発生した際」が39.5%[同41.0%]となっている(第13表)。

第13表 腰部に負担のかかる業務従事労働者に対する腰痛予防教育の有無及び実施時期別事業所割合

(単位:%)

区 分	腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいる事業所計		実施時期(複数回答)						腰痛予防教育を行っていない	不明
			腰痛予防教育を行っている	雇入れ時	対象業務への配置換えの際	作業内容・工程・手順・設備の変更の際	労働者に腰痛が発生した際			
平成27年 (事業所規模)	[50.6]	100.0	59.4	(100.0)	(63.4)	(26.6)	(28.2)	(39.5)	34.6	6.0
1,000人以上	[65.3]	100.0	79.3	(100.0)	(77.1)	(61.0)	(51.5)	(46.0)	17.8	2.9
500～999人	[64.4]	100.0	77.3	(100.0)	(77.6)	(56.0)	(39.6)	(47.3)	17.4	5.3
300～499人	[67.3]	100.0	71.6	(100.0)	(73.4)	(43.6)	(30.4)	(38.8)	21.4	7.0
100～299人	[62.0]	100.0	71.9	(100.0)	(70.3)	(43.3)	(35.8)	(44.0)	20.0	8.1
50～99人	[60.8]	100.0	70.4	(100.0)	(72.9)	(35.4)	(34.0)	(41.0)	25.3	4.3
30～49人	[58.2]	100.0	62.4	(100.0)	(65.5)	(30.3)	(34.0)	(40.9)	33.5	4.1
10～29人	[46.7]	100.0	55.2	(100.0)	(59.5)	(20.8)	(24.1)	(38.2)	38.2	6.5
平成25年	[48.8]	100.0	57.7	(100.0)	(48.9)	(20.6)	(32.8)	(41.0)	39.6	2.7

注: []は、全事業所のうち「腰部に負担のかかる業務(第12表の(a)(b)(c)(d)(e)のいずれかの作業)に従事する労働者がいる事業所」の割合である。

また、介護や看護等での人の抱え上げ作業(第12表の(a)の作業)に従事する労働者がいる事業所のうち、腰痛予防対策に取り組んでいる事業所は86.8%[同88.4%]となっており、取組内容(複数回答)をみると「適切な移動・移乗介助法を理解させ徹底している」が83.7%[同82.1%]と最も多くなっており、次いで「腰部保護ベルトを使用させている」が31.8%[同32.2%]となっている(第14表)。

第14表 人の抱え上げ作業にかかる腰痛予防対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位:%)

区分	介護や看護等での人の抱え上げ作業(第12表の(a))に従事する労働者がいる事業所計	取組内容(複数回答)											腰痛予防対策に取り組んでいない	不明
		腰痛予防対策に取り組んでいる	適切な移動・移乗介助法を理解させ徹底している	腰部保護ベルトを使用させている	腰痛予防のための特別な項目を含む腰痛健康診断を実施している	腰痛予防体操・ストレッチングを実施している	左記以外の腰痛予防策に取り組んでいる							
平成27年 (事業所規模)	[17.5] 100.0	86.8 (100.0)	(24.9)	(26.0)	(83.7)	(25.8)	(31.8)	(16.1)	(26.9)	(12.1)	11.9	1.3		
1,000人以上	[21.7] 100.0	90.8 (100.0)	(22.4)	(51.1)	(77.6)	(42.3)	(15.5)	(7.7)	(20.8)	(4.2)	6.7	2.5		
500～999人	[20.0] 100.0	92.9 (100.0)	(28.2)	(48.5)	(85.3)	(40.3)	(17.4)	(5.2)	(27.3)	(11.1)	7.1	-		
300～499人	[22.8] 100.0	89.8 (100.0)	(44.4)	(52.4)	(79.7)	(37.3)	(27.0)	(4.9)	(21.8)	(13.4)	5.8	4.4		
100～299人	[21.7] 100.0	94.2 (100.0)	(38.0)	(43.0)	(85.7)	(42.3)	(54.9)	(20.8)	(30.1)	(17.1)	5.6	0.2		
50～99人	[22.7] 100.0	92.5 (100.0)	(33.5)	(35.9)	(92.6)	(47.9)	(50.1)	(19.7)	(29.7)	(5.9)	6.1	1.4		
30～49人	[17.1] 100.0	79.5 (100.0)	(31.8)	(18.4)	(80.6)	(32.8)	(49.0)	(9.6)	(36.2)	(9.4)	16.1	4.4		
10～29人	[16.3] 100.0	86.4 (100.0)	(18.9)	(22.2)	(82.1)	(15.9)	(20.2)	(16.6)	(23.5)	(13.7)	13.1	0.5		
平成25年	[13.2] 100.0	88.4 (100.0)	(39.3)	(17.9)	(82.1)	(29.0)	(32.2)	(11.4)	(26.6)	(13.8)	10.8	0.8		

注:[]は、全事業所のうち「介護や看護等での人の抱え上げ作業(第12表の(a))に従事する労働者がいる事業所」の割合である。

また、第12表の(b)(c)(d)(e)のいずれかの作業に従事する労働者がいる事業所のうち、腰痛予防対策に取り組んでいる事業所は61.5%[同65.3%]となっており、取組内容(複数回答)をみると「適切な姿勢・動作を理解させ徹底している」が57.6%[同53.4%]と最も多くなっている(第15表)。

第15表 腰痛予防対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位:%)

区分	第12表の(b)(c)(d)(e)のいずれかの作業に従事する労働者がいる事業所計	取組内容(複数回答)											腰痛予防対策に取り組んでいない	不明
		腰痛予防対策に取り組んでいる	適切な姿勢・動作を理解させ徹底している	腰部保護ベルトを使用させている	腰痛に関する特別な項目を実施している	腰痛予防体操・ストレッチングを実施している	左記以外の腰痛予防策に取り組んでいる							
平成27年 (事業所規模)	[43.3] 100.0	61.5 (100.0)	(31.5)	(9.3)	(9.7)	(6.2)	(57.6)	(15.4)	(1.4)	(26.7)	(17.6)	33.6	4.8	
1,000人以上	[53.8] 100.0	89.7 (100.0)	(54.7)	(47.5)	(17.3)	(4.2)	(73.3)	(21.9)	(3.1)	(52.8)	(22.4)	8.5	1.8	
500～999人	[55.4] 100.0	88.7 (100.0)	(45.0)	(27.3)	(18.2)	(5.1)	(67.1)	(21.6)	(1.2)	(46.9)	(14.2)	7.8	3.5	
300～499人	[55.4] 100.0	80.5 (100.0)	(46.9)	(18.0)	(12.5)	(4.3)	(57.3)	(19.9)	(0.4)	(39.1)	(14.9)	16.2	3.3	
100～299人	[50.0] 100.0	81.6 (100.0)	(32.9)	(15.3)	(9.7)	(4.1)	(63.9)	(15.8)	(1.1)	(36.1)	(16.3)	14.3	4.1	
50～99人	[48.9] 100.0	71.0 (100.0)	(33.5)	(11.3)	(11.8)	(3.1)	(61.8)	(13.3)	(0.4)	(27.5)	(18.4)	23.7	5.2	
30～49人	[50.7] 100.0	68.0 (100.0)	(32.1)	(9.5)	(9.6)	(6.2)	(58.1)	(16.0)	(1.6)	(26.5)	(13.3)	28.7	3.4	
10～29人	[40.3] 100.0	56.1 (100.0)	(30.1)	(7.5)	(9.1)	(7.2)	(55.6)	(15.4)	(1.5)	(24.7)	(19.0)	38.7	5.2	
平成25年	[43.2] 100.0	65.3 (100.0)	(22.9)	(7.4)	(7.2)	(5.9)	(53.4)	(15.8)	(1.4)	(22.4)	(18.2)	31.0	3.7	

注:[]は、全事業所のうち「第12表の(b)(c)(d)(e)のいずれかの作業に従事する労働者がいる事業所」の割合である。

6 受動喫煙防止対策に関する事項

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は 87.6%[平成 25 年調査 85.6%]となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 99.2%と最も高く、次いで「金融業、保険業」が 97.6%、「複合サービス事業」が 97.2%、「学術研究、専門・技術サービス業」及び「医療、福祉」が 94.3%となっている。

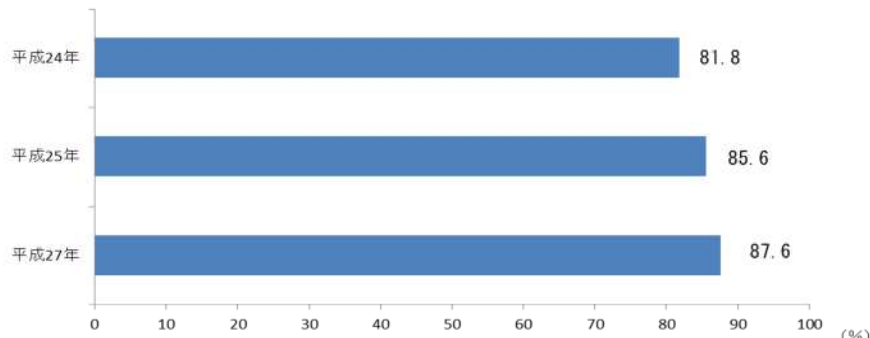
受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の禁煙・分煙の状況については、「事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」が 38.1%[同 37.0%]と最も多く、次いで「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」が 25.9%[同 24.7%]、「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている」が 15.2%[同 14.9%]となっている。(第 16 表、第 2 図)

第16表 受動喫煙防止対策の取組の有無及び禁煙・分煙状況別事業所割合

区分	事業所計	禁煙・分煙状況 (単一回答)									受動喫煙防止対策に取り組んでいない	不明
		受動喫煙防止対策に取り組んでいる	屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている	事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている	喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	左記以外の方法で、事業所内の喫煙場所を区分している	事業所内で自由に喫煙できる	不明		
平成27年	100.0	87.6	(100.0)	(15.2)	(38.1)	(25.9)	(10.5)	(9.4)	(0.5)	(0.2)	11.2	1.1
(事業所規模)												
1,000人以上	100.0	99.5	(100.0)	(13.6)	(22.8)	(51.1)	(6.4)	(6.0)	(-)	(0.1)	0.5	-
500～999人	100.0	99.2	(100.0)	(15.1)	(18.0)	(54.5)	(5.7)	(6.1)	(0.3)	(0.4)	0.8	-
300～499人	100.0	98.6	(100.0)	(15.3)	(20.2)	(54.9)	(5.0)	(4.4)	(-)	(0.2)	1.3	0.2
100～299人	100.0	97.1	(100.0)	(12.0)	(29.7)	(43.1)	(6.6)	(8.0)	(0.3)	(0.3)	2.6	0.3
50～99人	100.0	95.6	(100.0)	(7.9)	(37.6)	(34.5)	(10.5)	(9.2)	(0.1)	(0.2)	3.5	0.9
30～49人	100.0	91.8	(100.0)	(13.3)	(40.8)	(24.8)	(8.7)	(12.0)	(0.1)	(0.2)	7.8	0.4
10～29人	100.0	84.9	(100.0)	(17.0)	(38.6)	(23.0)	(11.3)	(9.1)	(0.7)	(0.3)	13.7	1.4
(産業)												
農業、林業(林業に限る。)	100.0	72.8	(100.0)	(3.4)	(60.1)	(11.0)	(10.0)	(13.3)	(1.7)	(0.5)	26.4	0.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	72.0	(100.0)	(1.4)	(34.7)	(21.9)	(17.2)	(15.7)	(9.1)	(-)	28.0	-
建設業	100.0	86.9	(100.0)	(6.0)	(32.5)	(32.1)	(13.5)	(13.6)	(2.3)	(-)	13.1	-
製造業	100.0	88.3	(100.0)	(5.3)	(32.3)	(29.7)	(18.2)	(12.7)	(1.3)	(0.6)	10.9	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.2	(100.0)	(2.6)	(22.5)	(61.0)	(4.8)	(9.0)	(-)	(-)	0.8	-
情報通信業	100.0	93.3	(100.0)	(7.7)	(46.3)	(36.1)	(4.7)	(4.8)	(-)	(0.4)	6.7	-
運輸業、郵便業	100.0	79.8	(100.0)	(2.5)	(40.9)	(32.9)	(10.7)	(12.4)	(0.2)	(0.3)	20.2	0.0
卸売業、小売業	100.0	84.6	(100.0)	(10.3)	(40.2)	(30.7)	(9.0)	(9.7)	(-)	(0.0)	13.1	2.3
金融業、保険業	100.0	97.6	(100.0)	(5.1)	(45.4)	(34.6)	(8.2)	(5.6)	(-)	(1.1)	2.4	0.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	91.1	(100.0)	(12.0)	(42.5)	(34.0)	(7.3)	(4.2)	(-)	(-)	8.7	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	94.3	(100.0)	(9.0)	(48.2)	(27.7)	(6.0)	(8.0)	(-)	(1.1)	5.6	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	84.2	(100.0)	(19.8)	(39.2)	(22.0)	(9.6)	(9.2)	(0.2)	(0.0)	14.7	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	87.3	(100.0)	(9.4)	(33.0)	(23.0)	(19.5)	(11.4)	(3.3)	(0.3)	9.3	3.4
教育、学習支援業	100.0	89.8	(100.0)	(53.9)	(28.5)	(8.9)	(3.3)	(4.2)	(-)	(1.1)	9.2	1.0
医療、福祉	100.0	94.3	(100.0)	(46.4)	(39.7)	(5.5)	(3.5)	(4.8)	(-)	(-)	4.7	1.0
複合サービス事業	100.0	97.2	(100.0)	(2.9)	(43.4)	(21.9)	(18.8)	(12.1)	(0.9)	(-)	2.8	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	87.7	(100.0)	(8.2)	(36.1)	(31.3)	(13.5)	(10.5)	(0.1)	(0.3)	11.6	0.7
平成25年	100.0	85.6	(100.0)	(14.9)	(37.0)	(24.7)	(18.9)	(-)	(-)	(2.6)	14.2	0.3

注：禁煙・分煙状況(単一回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢が一部異なるため、比較には注意が必要である。

第2図 受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所割合の推移



注：平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

7 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項

(1)有害業務の状況

労働者の健康に影響を与えるおそれのある有害業務のある事業所の割合は 11.9%となっている。

有害業務の種類(複数回答)別にみると、「有機溶剤業務」が 6.0%と最も多く、次いで「粉じん作業」が 4.7%、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」が 3.0%となっている。(第 19 表)

第19表 有害業務の有無及び有害業務の種類別事業所割合

(単位：%)

区分	事業所計	右記の有害業務がある	有害業務の種類(複数回答)							左記の有害業務がない	不明
			鉛業務	有機溶剤業務	特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	石綿等を取り扱う業務	放射線業務	粉じん作業	不明		
平成27年	100.0	11.9	0.6	6.0	3.0	1.2	2.5	4.7	0.0	85.1	3.0
(産業)											
農業、林業(林業に限る)	100.0	3.9	-	1.4	-	-	1.6	0.8	-	92.5	3.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	77.0	-	5.1	0.9	1.0	-	72.7	-	23.0	-
建設業	100.0	18.9	1.0	5.2	1.7	5.2	3.1	8.9	-	76.3	4.7
製造業	100.0	37.9	3.2	24.8	10.8	0.9	1.9	21.4	0.0	60.0	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.6	0.3	9.5	9.2	0.7	6.8	2.8	-	79.0	1.4
情報通信業	100.0	0.3	0.1	-	-	-	0.3	0.0	-	96.9	2.9
運輸業、郵便業	100.0	8.2	0.2	3.7	0.3	1.1	0.2	4.1	0.0	88.3	3.5
卸売業、小売業	100.0	5.2	0.0	2.9	2.9	1.4	0.5	0.8	-	91.3	3.5
金融業、保険業	100.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	-	-	99.7	0.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	0.6	-	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4	-	99.1	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	18.1	1.9	12.8	10.1	2.0	6.9	3.2	-	80.7	1.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.1	-	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-	97.6	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	6.0	-	5.2	0.6	-	0.0	0.3	-	91.0	3.1
教育、学習支援業	100.0	5.0	0.3	1.7	1.6	0.0	3.8	1.2	-	93.2	1.8
医療、福祉	100.0	14.2	0.0	0.7	1.1	0.1	12.6	1.4	-	81.0	4.8
複合サービス事業	100.0	1.4	-	0.2	0.0	0.2	-	1.1	-	97.1	1.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	15.0	0.5	9.1	3.8	2.8	1.9	6.2	-	82.3	2.7

(2)特殊健康診断の実施状況

有害業務のある事業所のうち、特殊健康診断を実施した事業所の割合を業務の種類別にみると、「鉛業務」が 94.8%と最も多く、次いで「放射線業務」が 92.5%、「有機溶剤業務」が 88.5%となっている(第 20 表)。

第20表 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率

(平成27年)

(単位：%)

業務の種類	有害業務あり事業所計 ¹⁾	特殊健康診断実施の有無			特殊健康診断	
		特殊健康診断実施有	特殊健康診断実施無	不明	受診率 ²⁾	有所見率 ²⁾
鉛業務	[0.6] 100.0	94.8	4.9	0.3	99.0	1.2
有機溶剤業務	[6.0] 100.0	88.5	11.2	0.4	97.8	3.5
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	[3.0] 100.0	76.1	23.0	1.0	99.1	1.9
石綿等を取り扱う業務	[1.2] 100.0	85.8	10.1	4.2	97.3	7.6
放射線業務	[2.5] 100.0	92.5	6.0	1.5	97.6	6.2

注：1) []は、全事業所のうち「当該有害業務ありの事業所」の割合である。

2) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率}(\%) = \frac{\text{延受診者数}}{\text{特殊健康診断を実施した事業所の延受診対象者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率}(\%) = \frac{\text{延有所見者数}}{\text{延受診者数}} \times 100$$

(3)じん肺健康診断の実施状況

粉じん作業のある事業所のうち、じん肺健康診断実施対象者のいる事業所の割合は76.2%となっている。これをじん肺健康診断区分(複数回答)別にみると、「3年に1回の定期健康診断実施対象者がいる」が65.3%と最も多く、次いで「1年に1回の定期健康診断実施対象者がいる」が45.5%、「就業時、定期外又は離職時の健康診断実施対象者がいる(過去1年間)」が13.2%となっている。(第21表)

第21表 じん肺健康診断実施対象者のいる事業所割合及びじん肺健康診断実施率

(単位：%)

年	じん肺健康診断実施対象者のいる事業所計 ¹⁾	じん肺健康診断区分(複数回答)					
		3年に1回の定期健康診断実施対象者がいる		1年に1回の定期健康診断実施対象者がいる		就業時、定期外又は離職時の健康診断実施対象者がいる(過去1年間)	
			実施率 ²⁾		実施率 ²⁾		実施率 ²⁾
平成27年	[76.2] 100.0	65.3 (100.0)	(94.4)	45.5 (100.0)	(92.4)	13.2 (100.0)	(66.4)

注：じん肺健康診断は粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

「3年に1回の定期健康診断」については、過去3年間(平成24年11月1日から平成27年10月31日まで。以下同じ。)、
「1年に1回の定期健康診断」及び「就業時、定期外又は離職時」については過去1年間の状況をみたものである。

1) []は「粉じん作業のある事業所」に占める「じん肺健康診断実施対象者のいる事業所」の割合である。

2) 実施率は、次のように算出した。

$$\text{実施率 (\%)} = \frac{\text{じん肺健康診断を実施した事業所数}}{\text{じん肺健康診断実施対象者のいる事業所数}} \times 100$$

また、じん肺健康診断区分別の受診率は、「1年に1回の定期健康診断」が98.2%と最も多く、次いで「3年に1回の定期健康診断」が94.1%、「就業時、定期外又は離職時の健康診断」が87.8%となっている(第22表)。

第22表 じん肺健康診断受診率及び有所見率

<平成27年>

(単位：%)

じん肺健康診断区分	受診率 ¹⁾	有所見率 ¹⁾
3年に1回の定期健康診断	94.1	0.5
1年に1回の定期健康診断	98.2	16.4
就業時、定期外又は離職時の健康診断	87.8	2.9

注：じん肺健康診断は粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

「3年に1回の定期健康診断」については過去3年間、「1年に1回の定期健康診断」及び「就業時、定期外又は離職時」については過去1年間の状況をみたものである。

1) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率 (\%)} = \frac{\text{受診者数}}{\text{じん肺健康診断を実施した事業所の受診対象者数}} \times 100 \quad \text{有所見率 (\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

8 長時間労働者に対する取組に関する事項

平成27年7月1日が含まれる1か月間に「45時間超80時間以下」の時間外・休日労働をした労働者の割合は6.1%、「80時間超100時間以下」は0.8%、「100時間超」は0.3%であり、「45時間超」の長時間労働者の割合は7.2%となっている(第23表)。

第23表 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者割合

(単位:%)

区 分	45時間超計			
	45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超	
平成27年	7.2	6.1	0.8	0.3
(事業所規模)				
1,000人以上	8.5	7.5	0.7	0.3
500～999人	7.5	6.6	0.6	0.3
300～499人	6.8	6.0	0.6	0.2
100～299人	8.0	6.9	0.8	0.3
50～99人	8.0	6.3	1.1	0.6
30～49人	7.0	5.6	1.0	0.4
10～29人	6.1	5.1	0.7	0.3

平成27年7月1日が含まれる1か月間の時間外・休日労働時間数が45時間超の長時間労働者から医師による面接指導の申し出があった事業所の割合は「45時間超80時間以下」が4.9%、「80時間超100時間以下」が15.2%、「100時間超」が19.7%となっている。

そのうち医師による面接指導を実施した事業所の割合をみると、「45時間超80時間以下」が58.4%、「80時間超100時間以下」が76.8%、「100時間超」が81.3%となっている。(第24表)

第24表 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無別事業所割合

(単位:%)

区 分	45時間超80時間以下					80時間超100時間以下					100時間超				
	あ指 つ導 師に たの に 事申 よ 業し る 所出 面 計が 接	実 施 し た	一 部 実 施 し た	実 施 し な か っ た	実 施 し な か っ た	あ指 つ導 師に たの に 事申 よ 業し る 所出 面 計が 接	実 施 し た	一 部 実 施 し た	実 施 し な か っ た	実 施 し な か っ た	あ指 つ導 師に たの に 事申 よ 業し る 所出 面 計が 接	実 施 し た	一 部 実 施 し た	実 施 し な か っ た	実 施 し な か っ た
平成27年	[4.9]	100.0	58.4	10.2	17.8	[15.2]	100.0	76.8	12.0	10.7	[19.7]	100.0	81.3	8.7	9.6
(事業所規模)															
1,000人以上	[29.4]	100.0	77.8	19.1	1.9	[58.9]	100.0	87.8	8.7	2.3	[77.2]	100.0	90.8	5.0	3.9
500～999人	[18.4]	100.0	70.6	20.4	8.9	[43.2]	100.0	82.1	12.8	3.2	[61.1]	100.0	86.6	5.8	5.1
300～499人	[15.6]	100.0	76.9	14.4	6.7	[38.3]	100.0	83.3	6.9	7.7	[55.8]	100.0	85.5	3.0	10.8
100～299人	[8.6]	100.0	68.5	12.3	15.4	[25.9]	100.0	78.0	10.0	12.0	[40.2]	100.0	87.9	9.0	3.1
50～99人	[5.8]	100.0	53.1	3.4	34.5	[15.8]	100.0	62.5	8.9	28.2	[29.8]	100.0	61.1	16.0	22.9
30～49人	[7.2]	100.0	50.9	16.3	26.9	[8.1]	100.0 *	94.2 *	3.9 *	1.9 *	[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
10～29人	[1.9]	100.0 *	50.6 *	- *	0.3 *	[8.7]	100.0	73.6	22.3	4.0	[5.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *

注:「医師による面接指導の申し出があった事業所計」には医師による面接指導の実施の有無不明が含まれる。

1) []は、「当該時間外・休日労働をした労働者がいる事業所」のうち、「医師による面接指導の申し出があった事業所」の割合である。

【労働者調査】

1 安全衛生意識に関する事項

(1)安全衛生教育受講の評価

雇い入れられた・派遣されたとき又は作業内容が変わったときに安全衛生教育を受けたことがある労働者の割合は 65.1%[平成 25 年調査 64.7%]となっており、そのうち、安全衛生教育受講の成果については「少し役に立っている」が 50.8%[同 58.9%]、「大いに役に立っている」が 41.4%[同 32.3%]と、合わせて 9 割以上が役に立っているとしている(第 25 表)。

第25表 安全衛生教育受講の有無及び受講の成果別労働者割合

区 分	労働者計	安全衛生教育を受けた	受講の成果			安全衛生教育を受けていない	不明
			大いに役に立っている	少し役に立っている	あまり役に立っていない		
平成27年	100.0	65.1 (100.0)	(41.4)	(50.8)	(7.8)	33.4	1.5
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	78.9 (100.0)	(46.2)	(46.7)	(7.1)	20.2	0.8
500～999人	100.0	78.7 (100.0)	(49.9)	(43.7)	(6.5)	20.2	1.1
300～499人	100.0	73.1 (100.0)	(43.2)	(49.3)	(7.5)	26.2	0.7
100～299人	100.0	73.1 (100.0)	(37.7)	(52.2)	(10.1)	25.7	1.2
50～99人	100.0	67.5 (100.0)	(38.9)	(54.3)	(6.7)	31.4	1.1
30～49人	100.0	62.6 (100.0)	(37.1)	(55.3)	(7.6)	36.2	1.2
10～29人	100.0	52.6 (100.0)	(44.7)	(48.2)	(7.1)	44.9	2.5
(年齢階級)							
20歳未満	100.0	69.4 (100.0)	(57.3)	(40.3)	(2.4)	14.7	15.9
20～29歳	100.0	71.2 (100.0)	(38.1)	(55.4)	(6.5)	28.2	0.6
30～39歳	100.0	64.9 (100.0)	(38.6)	(50.8)	(10.5)	34.2	0.9
40～49歳	100.0	66.9 (100.0)	(43.0)	(48.5)	(8.5)	31.5	1.7
50～59歳	100.0	62.0 (100.0)	(44.9)	(50.3)	(4.8)	36.8	1.2
60歳以上	100.0	57.8 (100.0)	(40.5)	(52.3)	(7.3)	39.2	3.0
60～64歳	100.0	62.8 (100.0)	(41.0)	(51.8)	(7.2)	33.2	4.0
65歳以上	100.0	49.7 (100.0)	(39.3)	(53.2)	(7.6)	49.0	1.3
(性別)							
男	100.0	69.1 (100.0)	(45.3)	(48.4)	(6.3)	29.8	1.2
女	100.0	59.7 (100.0)	(35.1)	(54.7)	(10.2)	38.3	2.0
(就業形態)							
正社員	100.0	67.8 (100.0)	(42.2)	(49.9)	(7.9)	30.9	1.2
契約社員	100.0	54.0 (100.0)	(34.5)	(60.8)	(4.7)	44.8	1.1
パートタイム労働者	100.0	56.1 (100.0)	(41.0)	(51.1)	(7.9)	40.7	3.1
臨時・日雇労働者	100.0	82.4 (100.0)	(54.7)	(45.1)	(0.1)	15.8	1.8
派遣労働者	100.0	69.4 (100.0)	(31.8)	(55.4)	(12.8)	30.0	0.6
平成25年	100.0	64.7 (100.0)	(32.3)	(58.9)	(8.8)	34.3	1.0

(2)安全衛生活動への参加

過去1年間に安全衛生活動に参加した労働者の割合は 72.8%となっており、就業形態別にみると、正社員は 77.5%、契約社員は 64.2%、パートタイム労働者は 53.0%、臨時・日雇労働者は 70.6%、派遣労働者は 80.9%となっている(第 26 表)。

第26表 安全衛生活動の参加内容別労働者割合

区 分	労働者計	安全衛生活動に参加した	参加内容(複数回答)																安全衛生活動に参加しなかった	不明
			安全衛生委員会(安全委員会及び衛生委員会を含む)	4S(整理・整頓・清掃・清掃)活動	災害発生時の避難訓練	災害防止などを話し合うミーティング	作業の安全に関するマニュアルの作成	火災等非正常時の対応・マニュアルの周知徹底	危険予知(KY)活動	指差し呼称活動	ヒヤリ・ハット事例の報告	安全パトロールの実施	リスクアセスメントの実施	朝・昼・終礼での安全、健康に関する講話等	社内の運動会や歩き推奨運動など健康に関する活動	安全提案制度	その他			
平成27年	100.0	72.8 (100.0)	(31.7)	(55.1)	(55.9)	(31.6)	(19.0)	(30.8)	(29.4)	(24.5)	(44.8)	(23.5)	(20.7)	(40.5)	(13.4)	(9.8)	(4.9)	25.9	1.3	
(年齢階級)																				
20歳未満	100.0	65.1 (100.0)	(6.2)	(70.7)	(15.3)	(13.2)	(3.2)	(47.1)	(57.4)	(18.3)	(62.2)	(4.4)	(3.7)	(14.1)	(3.0)	(7.1)	(3.4)	34.9	-	
20～29歳	100.0	72.5 (100.0)	(22.4)	(52.0)	(56.7)	(25.1)	(14.4)	(23.1)	(25.8)	(21.2)	(41.3)	(16.6)	(15.4)	(33.2)	(11.6)	(4.6)	(4.6)	27.0	0.5	
30～39歳	100.0	73.7 (100.0)	(29.9)	(55.3)	(53.9)	(30.4)	(18.1)	(29.6)	(27.4)	(20.8)	(44.6)	(17.3)	(17.7)	(38.0)	(13.7)	(8.1)	(4.9)	24.5	1.7	
40～49歳	100.0	74.4 (100.0)	(36.6)	(57.1)	(60.2)	(34.8)	(22.0)	(32.3)	(31.8)	(26.9)	(46.4)	(26.8)	(25.1)	(43.7)	(15.0)	(11.2)	(4.3)	24.2	1.4	
50～59歳	100.0	76.5 (100.0)	(37.6)	(53.8)	(58.2)	(33.6)	(20.1)	(34.9)	(31.5)	(27.3)	(43.7)	(30.3)	(25.2)	(44.8)	(12.8)	(12.3)	(4.7)	22.7	0.8	
60歳以上	100.0	60.3 (100.0)	(24.7)	(54.8)	(44.1)	(32.7)	(18.2)	(30.8)	(25.6)	(26.9)	(46.9)	(28.6)	(14.9)	(43.1)	(12.4)	(13.0)	(8.0)	37.5	2.1	
60～64歳	100.0	67.8 (100.0)	(30.0)	(53.7)	(51.0)	(36.3)	(18.8)	(32.3)	(29.4)	(30.5)	(49.1)	(31.8)	(17.9)	(42.5)	(15.3)	(14.2)	(8.9)	29.0	3.1	
65歳以上	100.0	48.1 (100.0)	(12.5)	(57.2)	(28.2)	(24.4)	(16.7)	(27.6)	(16.8)	(18.7)	(41.8)	(21.3)	(7.9)	(44.3)	(5.7)	(10.4)	(6.1)	51.4	0.5	
(性別)																				
男	100.0	75.7 (100.0)	(39.5)	(59.1)	(54.2)	(38.8)	(23.6)	(31.4)	(38.7)	(30.7)	(47.5)	(31.9)	(26.6)	(44.2)	(16.3)	(13.0)	(5.4)	23.1	1.2	
女	100.0	68.9 (100.0)	(19.8)	(49.1)	(58.3)	(20.7)	(11.9)	(30.0)	(15.3)	(15.0)	(40.6)	(10.7)	(11.7)	(35.0)	(8.9)	(4.9)	(4.1)	29.7	1.4	
(就業形態)																				
正社員	100.0	77.5 (100.0)	(36.0)	(55.3)	(57.2)	(34.7)	(21.4)	(32.3)	(32.4)	(26.8)	(47.3)	(27.2)	(24.0)	(42.3)	(14.4)	(10.8)	(4.9)	21.5	1.0	
契約社員	100.0	64.2 (100.0)	(23.2)	(52.3)	(59.8)	(26.2)	(7.7)	(22.3)	(17.6)	(19.4)	(34.1)	(19.6)	(10.9)	(34.3)	(16.0)	(6.3)	(5.7)	34.1	1.8	
パートタイム労働者	100.0	53.0 (100.0)	(9.2)	(55.6)	(42.5)	(15.8)	(10.2)	(28.2)	(14.9)	(11.5)	(36.5)	(2.7)	(5.4)	(30.8)	(6.6)	(5.6)	(4.9)	45.0	2.0	
臨時・日雇労働者	100.0	70.6 (100.0)	(47.1)	(58.9)	(51.3)	(45.1)	(40.9)	(35.8)	(61.1)	(50.6)	(50.6)	(40.1)	(36.8)	(44.4)	(6.3)	(15.7)	(4.6)	0.9	28.5	
派遣労働者	100.0	80.9 (100.0)	(13.4)	(54.3)	(61.4)	(17.3)	(7.7)	(18.8)	(25.9)	(17.7)	(28.8)	(6.4)	(6.6)	(42.0)	(5.0)	(5.0)	(1.7)	18.9	0.2	
平成25年	100.0	82.7 (100.0)	(---)	(78.5)	(---)	(33.2)	(21.2)	(35.5)	(26.2)	(---)	(42.2)	(20.1)	(17.8)	(42.3)	(---)	(12.4)	(5.3)	16.5	0.8	

注・参加内容(複数回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢が一部異なるため、比較には注意が必要である。

(3)特殊健康診断の受診状況

鉛業務、有機溶剤業務又は放射線業務(常時従事する場合に特殊健康診断が必要な業務)について過去1年間常時従事した労働者の割合をみると、「有機溶剤業務」が2.8%と最も多く、次いで「放射線業務」が1.8%、「鉛業務」が0.5%となっている。

過去1年間常時従事した労働者について業務の種類別に特殊健康診断の受診状況(あり)をみると、「有機溶剤業務」が79.2%と最も多く、次いで「鉛業務」が78.9%、「放射線業務」が70.4%となっている。(第27表)

第27表 過去1年間に常時従事した有害業務の種類及び特殊健康診断受診の有無別労働者割合

区分	労働者計	鉛業務				有機溶剤業務				放射線業務			
		有害業務に従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診		有害業務に従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診		有害業務に従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診				
			あり	なし		あり	なし		あり	なし			
平成27年 (就業形態別)	100.0	0.5	(100.0)	(78.9)	(21.1)	2.8	(100.0)	(79.2)	(20.7)	1.8	(100.0)	(70.4)	(28.4)
正社員	100.0	0.5	(100.0)	(93.7)	(6.3)	3.1	(100.0)	(82.4)	(17.4)	2.1	(100.0)	(73.6)	(25.0)
契約社員	100.0	0.4	(100.0)*	(19.4)*	(80.6)*	1.7	(100.0)	(67.7)	(32.3)	1.5	(100.0)	(73.5)	(26.5)
パートタイム労働者	100.0	0.0	(100.0)*	(-)*	(100.0)*	0.7	(100.0)	(51.0)	(49.0)	0.6	(100.0)*	(13.9)*	(86.1)*
臨時・日雇労働者	100.0	-	(-)*	(-)*	(-)*	7.3	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	4.2	(100.0)*	(-)*	(100.0)*
派遣労働者	100.0	2.8	(100.0)*	(21.5)*	(78.5)*	8.9	(100.0)	(64.2)	(35.8)	1.0	(100.0)*	(100.0)*	(-)*

注：1)「有害業務に従事した」には、特殊健康診断受診の有無不明が含まれる。

特定化学物質を製造し又は取り扱う業務、石綿等を取り扱う業務並びに粉じん作業(常時従事する又は過去に従事したことがある場合に特殊健康診断が必要な有害業務)について、現在あるいは過去に常時従事したことがある労働者の割合をみると、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」が2.8%と最も多く、次いで「粉じん作業(1年に1回の定期健康診断の対象者)」が2.0%、「石綿等を取り扱う業務」及び「粉じん作業(3年に1回の定期健康診断の対象者)」が0.6%、「粉じん作業(就業時、定期外又は離職時の健康診断の対象者(過去1年間))」が0.2%となっている。

現在あるいは過去に常時従事したことがある労働者について、有害業務の種類別に過去1年間又は過去3年間(平成24年11月1日から平成27年10月31日までの期間。以下同じ。)の特殊健康診断の受診状況(あり)をみると、「粉じん作業(1年に1回の定期健康診断の対象者)」が95.8%と最も多く、次いで「粉じん作業(就業時、定期外又は離職時の健康診断の対象者(過去1年間))」が92.5%、「粉じん作業(3年に1回の定期健康診断の対象者)」が90.6%、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」が87.1%、「石綿等を取り扱う業務」が77.9%となっている。(第28表)

第28表 現在あるいは過去に常時従事した有害業務の種類及び特殊健康診断受診の有無別労働者割合

区分	労働者計	特定化学物質を製造し又は取り扱う業務				石綿等を取り扱う業務			
		有害業務に従事したことがある ¹⁾	特殊健康診断の受診		有害業務に従事したことがある ¹⁾	特殊健康診断の受診			
			あり	なし		あり	なし		
平成27年 (就業形態別)	100.0	2.8	(100.0)	(87.1)	(11.8)	0.6	(100.0)	(77.9)	(22.1)
正社員	100.0	3.1	(100.0)	(87.4)	(12.3)	0.6	(100.0)	(87.6)	(12.4)
契約社員	100.0	1.7	(100.0)	(91.6)	(-)	1.3	(100.0)*	(29.1)*	(70.9)*
パートタイム労働者	100.0	0.4	(100.0)*	(66.1)*	(33.9)*	-	(-)*	(-)*	(-)*
臨時・日雇労働者	100.0	7.3	(100.0)*	(40.0)*	(-)*	7.3	(100.0)*	(100.0)*	(-)*
派遣労働者	100.0	8.3	(100.0)	(92.7)	(7.3)	0.2	(100.0)*	(-)*	(100.0)*

(単位：%)

区分	労働者計	3年に1回の定期健康診断の対象者				粉じん作業 1年に1回の定期健康診断の対象者				就業時、定期外又は離職時の健康診断の対象者(過去1年間)			
		有害業務に従事したことがある ¹⁾	特殊健康診断の受診		有害業務に従事したことがある ¹⁾	特殊健康診断の受診		有害業務に従事したことがある ¹⁾	特殊健康診断の受診				
			あり	なし		あり	なし		あり	なし			
平成27年 (就業形態別)	100.0	0.6	(100.0)	(90.6)	(9.4)	2.0	(100.0)	(95.8)	(3.9)	0.2	(100.0)	(92.5)	(7.5)
正社員	100.0	0.6	(100.0)	(90.3)	(9.7)	2.2	(100.0)	(95.7)	(3.9)	0.1	(100.0)	(98.9)	(1.1)
契約社員	100.0	1.2	(100.0)*	(96.9)*	(3.1)*	1.4	(100.0)	(97.7)	(2.3)	0.3	(100.0)*	(89.7)*	(10.3)*
パートタイム労働者	100.0	0.1	(100.0)*	(57.7)*	(42.3)*	1.1	(100.0)	(95.7)	(4.3)	0.3	(100.0)*	(84.1)*	(15.9)*
臨時・日雇労働者	100.0	4.4	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	4.4	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	4.4	(100.0)*	(100.0)*	(-)*
派遣労働者	100.0	1.1	(100.0)*	(90.8)*	(9.2)*	1.6	(100.0)*	(93.6)*	(6.4)*	0.5	(100.0)*	(79.1)*	(20.9)*

注：特殊健康診断の受診について、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「1年に1回の定期健康診断の対象者」及び「就業時、定期外又は離職時の健康診断の対象者(過去1年間)」は過去1年間、「3年に1回の定期健康診断の対象者」は過去3年間の状況を見たものである。

1)「有害業務に従事したことがある」には、特殊健康診断受診の有無不明が含まれる。

2 ヒヤリ・ハット体験に関する事項

現在の職場で、過去1年間において労働災害につながるようなヒヤリ・ハット体験があった労働者の割合は37.8%[平成25年調査34.6%]となっており、産業別では「農業、林業(林業に限る。)」が59.5%、「医療、福祉」が56.7%、「鉱業、採石業、砂利採取業」が51.4%で5割を超えている。

また、ヒヤリ・ハット体験がある労働者のうち、会社(上司)への報告の有無をみると、会社(上司)に「すべて報告した」とする労働者が59.7%[同55.6%]と最も多い。さらに、会社(上司)にすべて報告した労働者のうち、会社(上司)が「原因の究明や設備の改善など十分に対応してくれた」とする割合は78.0%[同75.0%]となっている。(第29表)

第29表 「ヒヤリ・ハット体験」の有無、会社(上司)への報告の有無、会社(上司)の事後措置の有無別労働者割合

区分	労働者計	会社(上司)への報告の有無												ヒヤリ・ハット体験がない	不明		
		ヒヤリ・ハット体験がある		すべて報告した						重大なもののみ報告した						報告しなかった	
平成27年 (事業所規模)	100.0	37.8	(100.0)	(59.7)	[100.0]	[78.0]	[19.7]	[2.3]	(29.7)	[100.0]	[66.9]	[31.3]	[1.8]	(10.6)	61.4	0.8	
1,000人以上	100.0	35.4	(100.0)	(60.8)	[100.0]	[72.5]	[25.5]	[2.0]	(31.1)	[100.0]	[76.3]	[19.4]	[4.3]	(8.0)	64.4	0.2	
500～999人	100.0	40.6	(100.0)	(65.2)	[100.0]	[83.1]	[14.3]	[2.6]	(25.2)	[100.0]	[72.1]	[27.0]	[0.9]	(9.5)	59.0	0.3	
300～499人	100.0	49.3	(100.0)	(67.3)	[100.0]	[74.1]	[22.4]	[3.5]	(19.8)	[100.0]	[70.2]	[28.6]	[1.2]	(12.9)	50.3	0.4	
100～299人	100.0	37.6	(100.0)	(58.4)	[100.0]	[74.8]	[22.3]	[2.8]	(33.2)	[100.0]	[63.9]	[34.7]	[1.3]	(8.4)	62.1	0.2	
50～99人	100.0	35.3	(100.0)	(57.2)	[100.0]	[72.7]	[26.0]	[1.3]	(33.7)	[100.0]	[66.8]	[31.4]	[1.7]	(9.1)	63.7	1.0	
30～49人	100.0	34.6	(100.0)	(60.4)	[100.0]	[77.4]	[20.0]	[2.6]	(29.4)	[100.0]	[68.2]	[26.6]	[5.2]	(10.1)	63.8	1.6	
10～29人	100.0	38.8	(100.0)	(58.5)	[100.0]	[84.0]	[14.0]	[2.1]	(28.2)	[100.0]	[65.3]	[34.1]	[0.6]	(13.3)	60.4	0.8	
(産業)																	
農業、林業(林業に限る。)	100.0	59.5	(100.0)	(46.0)	[100.0]	[83.2]	[16.8]	[-]	(37.0)	[100.0]	[65.7]	[33.4]	[1.0]	(17.1)	39.8	0.8	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	51.4	(100.0)	(60.7)	[100.0]	[74.7]	[23.6]	[1.7]	(26.1)	[100.0]	[59.2]	[40.8]	[-]	(13.2)	47.7	0.9	
建設業	100.0	47.2	(100.0)	(61.3)	[100.0]	[91.7]	[8.3]	[-]	(17.8)	[100.0]	[68.8]	[29.4]	[1.9]	(20.9)	52.7	0.1	
製造業	100.0	46.9	(100.0)	(55.4)	[100.0]	[71.5]	[24.2]	[4.3]	(32.9)	[100.0]	[69.7]	[27.3]	[3.0]	(11.7)	52.4	0.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	23.0	(100.0)	(50.1)	[100.0]	[95.6]	[4.4]	[-]	(40.8)	[100.0]	[81.9]	[16.5]	[1.6]	(9.1)	76.8	0.2	
情報通信業	100.0	10.7	(100.0)	(51.5)	[100.0]	[95.5]	[4.5]	[-]	(34.1)	[100.0]	[27.4]	[72.6]	[-]	(14.3)	86.9	2.4	
運輸業、郵便業	100.0	45.7	(100.0)	(50.9)	[100.0]	[89.8]	[10.0]	[0.2]	(40.3)	[100.0]	[79.2]	[20.3]	[0.5]	(8.8)	53.8	0.5	
卸売業、小売業	100.0	22.1	(100.0)	(55.0)	[100.0]	[77.1]	[19.5]	[3.4]	(33.2)	[100.0]	[59.9]	[42.1]	[-]	(11.8)	76.4	1.1	
金融業、保険業	100.0	10.2	(100.0)	(63.0)	[100.0]	[80.4]	[18.6]	[1.0]	(20.6)	[100.0]	[69.0]	[25.9]	[5.1]	(16.4)	88.7	1.1	
不動産業、物品賃貸業	100.0	36.6	(100.0)	(83.3)	[100.0]	[91.9]	[8.1]	[-]	(13.5)	[100.0]	[90.7]	[9.3]	[-]	(3.2)	63.2	0.3	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	24.1	(100.0)	(44.7)	[100.0]	[64.8]	[35.2]	[-]	(39.2)	[100.0]	[53.0]	[44.1]	[2.9]	(16.1)	73.9	2.0	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	41.4	(100.0)	(51.6)	[100.0]	[84.5]	[8.9]	[6.6]	(36.2)	[100.0]	[74.7]	[25.3]	[-]	(12.2)	57.9	0.8	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	20.8	(100.0)	(33.9)	[100.0]	[90.8]	[9.2]	[-]	(34.5)	[100.0]	[61.5]	[32.3]	[6.2]	(31.6)	78.7	0.5	
教育、学習支援業	100.0	22.4	(100.0)	(54.7)	[100.0]	[81.7]	[17.1]	[1.2]	(27.9)	[100.0]	[59.8]	[40.2]	[-]	(17.4)	77.3	0.4	
医療、福祉	100.0	56.7	(100.0)	(72.1)	[100.0]	[73.2]	[25.4]	[1.4]	(24.2)	[100.0]	[62.3]	[37.7]	[-]	(3.7)	42.9	0.4	
複合サービス事業	100.0	18.4	(100.0)	(45.2)	[100.0]	[68.6]	[29.3]	[2.1]	(36.9)	[100.0]	[88.4]	[11.6]	[-]	(17.9)	81.1	0.4	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	36.5	(100.0)	(64.7)	[100.0]	[79.3]	[20.1]	[0.6]	(26.2)	[100.0]	[61.1]	[31.7]	[7.2]	(9.1)	63.2	0.4	
(年齢階級)																	
20歳未満	100.0	35.1	(100.0)	(84.2)	[100.0]	[96.6]	[3.4]	[-]	(13.2)	[100.0]	[88.4]	[11.6]	[-]	(2.6)	64.9	-	
20～29歳	100.0	44.8	(100.0)	(54.1)	[100.0]	[80.3]	[16.8]	[2.9]	(32.1)	[100.0]	[67.2]	[30.9]	[1.9]	(13.8)	53.8	1.4	
30～39歳	100.0	40.4	(100.0)	(58.6)	[100.0]	[73.9]	[23.4]	[2.7]	(33.7)	[100.0]	[66.1]	[31.6]	[2.4]	(7.7)	58.7	0.9	
40～49歳	100.0	37.1	(100.0)	(61.4)	[100.0]	[80.5]	[18.1]	[1.3]	(27.2)	[100.0]	[68.8]	[28.8]	[2.4]	(11.4)	62.2	0.6	
50～59歳	100.0	34.9	(100.0)	(59.9)	[100.0]	[76.1]	[19.9]	[4.0]	(30.2)	[100.0]	[67.3]	[32.1]	[0.6]	(9.9)	64.7	0.4	
60歳以上	100.0	29.3	(100.0)	(66.4)	[100.0]	[78.5]	[21.2]	[0.3]	(20.1)	[100.0]	[58.7]	[41.3]	[-]	(13.6)	70.3	0.4	
60～64歳	100.0	34.1	(100.0)	(66.0)	[100.0]	[76.7]	[23.3]	[0.0]	(20.2)	[100.0]	[52.1]	[47.9]	[-]	(13.8)	65.5	0.3	
65歳以上	100.0	21.5	(100.0)	(67.4)	[100.0]	[83.0]	[16.0]	[1.0]	(19.8)	[100.0]	[76.2]	[23.8]	[-]	(12.9)	78.1	0.5	
(性別)																	
男	100.0	42.9	(100.0)	(57.1)	[100.0]	[78.9]	[19.7]	[1.3]	(31.8)	[100.0]	[67.7]	[30.2]	[2.1]	(11.1)	56.5	0.6	
女	100.0	30.9	(100.0)	(64.7)	[100.0]	[76.3]	[19.7]	[4.0]	(25.5)	[100.0]	[64.9]	[33.9]	[1.2]	(9.8)	68.1	1.0	
(就業形態)																	
正社員	100.0	40.5	(100.0)	(61.3)	[100.0]	[78.8]	[19.2]	[1.9]	(28.8)	[100.0]	[67.0]	[30.9]	[2.1]	(9.9)	58.7	0.8	
契約社員	100.0	27.4	(100.0)	(49.8)	[100.0]	[80.1]	[18.2]	[1.7]	(39.0)	[100.0]	[54.2]	[45.8]	[-]	(11.2)	72.6	0.0	
パートタイム労働者	100.0	31.7	(100.0)	(50.9)	[100.0]	[72.4]	[21.6]	[6.0]	(34.1)	[100.0]	[72.5]	[26.8]	[0.7]	(14.9)	67.3	1.0	
臨時・日雇労働者	100.0	64.5	(100.0)	(88.4)	[100.0]	[79.2]	[20.8]	[-]	(11.4)	[100.0]	[100.0]	[-]	[-]	(0.2)	33.7	1.8	
派遣労働者	100.0	21.2	(100.0)	(73.5)	[100.0]	[64.8]	[35.2]	[-]	(12.2)	[100.0]	[52.5]	[33.5]	[14.0]	(14.3)	78.8	-	
平成25年	100.0	34.6	(100.0)	(55.6)	[100.0]	[75.0]	[24.0]	[1.0]	(31.6)	[100.0]	[67.8]	[27.7]	[4.5]	(12.7)	63.9	1.5	

3 職業生活に関する事項

(1) 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレス(以下、「不安、悩み、ストレス」をまとめて「ストレス」という。)について、「相談できる人がいる」とする労働者の割合は 84.6%[平成 25 年調査 90.8%]となっている。また、「相談できる人がいる」とする労働者の相談相手(複数回答)は、「家族・友人」が 83.1%[同 83.2%]で最も多く、次いで「上司・同僚」が 77.9%[同 75.8%]となっている。(第 30 表)

第30表 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合

区分	労働者計	相談できる相手(複数回答)										相談できる人はいない	不明
		相談できる人がいる	上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他			
平成27年(年齢階級)	100.0	84.6 (100.0)	(77.9)	(83.1)	(9.0)	(3.8)	(4.4)	(2.6)	(3.6)	(2.5)	7.2	8.2	
20歳未満	100.0	81.6 (100.0)	(64.4)	(78.5)	(-)	(-)	(-)	(0.1)	(0.1)	(0.7)	7.6	10.8	
20～29歳	100.0	91.6 (100.0)	(76.6)	(91.3)	(3.9)	(1.5)	(2.7)	(2.2)	(2.9)	(3.4)	3.9	4.4	
30～39歳	100.0	88.4 (100.0)	(81.2)	(89.4)	(8.2)	(3.5)	(3.9)	(1.8)	(3.8)	(2.3)	7.0	4.6	
40～49歳	100.0	87.3 (100.0)	(79.8)	(80.5)	(9.3)	(2.6)	(4.1)	(3.5)	(3.9)	(2.1)	6.6	6.2	
50～59歳	100.0	81.4 (100.0)	(73.5)	(75.8)	(13.9)	(7.0)	(7.5)	(3.4)	(3.8)	(3.2)	9.0	9.6	
60歳以上	100.0	64.6 (100.0)	(74.3)	(72.4)	(10.5)	(6.3)	(4.2)	(1.4)	(3.3)	(1.2)	10.3	25.2	
60～64歳	100.0	66.3 (100.0)	(72.6)	(75.0)	(13.2)	(7.0)	(6.3)	(2.0)	(4.9)	(1.7)	11.8	21.9	
65歳以上	100.0	61.8 (100.0)	(77.3)	(67.9)	(5.7)	(4.9)	(0.6)	(0.3)	(0.5)	(0.2)	7.8	30.4	
(性別)													
男	100.0	81.1 (100.0)	(78.5)	(79.4)	(12.2)	(4.5)	(5.1)	(3.4)	(4.2)	(2.3)	9.6	9.4	
女	100.0	89.6 (100.0)	(77.1)	(87.6)	(5.0)	(2.9)	(3.6)	(1.7)	(2.9)	(2.8)	3.9	6.5	
(就業形態)													
正社員	100.0	86.4 (100.0)	(79.1)	(83.1)	(10.6)	(4.1)	(5.3)	(3.3)	(4.3)	(2.5)	7.2	6.4	
契約社員	100.0	74.4 (100.0)	(74.4)	(83.9)	(8.2)	(4.5)	(2.9)	(0.4)	(1.9)	(2.4)	11.5	14.1	
パートタイム労働者	100.0	80.2 (100.0)	(74.2)	(83.8)	(2.1)	(1.8)	(1.4)	(0.1)	(0.5)	(1.4)	5.6	14.2	
臨時・日雇労働者	100.0	76.1 (100.0)	(74.5)	(48.9)	(3.8)	(-)	(3.8)	(-)	(-)	(18.4)	2.2	21.7	
派遣労働者	100.0	89.8 (100.0)	(72.3)	(80.4)	(4.7)	(2.7)	(0.7)	(3.4)	(6.5)	(7.5)	3.6	6.6	
平成25年	100.0	90.8 (100.0)	(75.8)	(83.2)	(8.1)	(3.5)	(5.0)	(2.9)	(3.4)	(4.1)	8.6	0.6	

また、「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、「実際に相談した」労働者の割合は 78.1%[同 75.8%]となっており、実際に相談した相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が 77.7%[同 58.9%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が 73.2%[同 53.5%]となっている(第 31 表)。

第31表 ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手別労働者割合

区分	ストレスを相談できる人がいる労働者計	実際に相談した相手(複数回答)										相談したことはない	不明
		実際に相談した	上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他			
平成27年(年齢階級)	[84.6]	100.0	78.1 (100.0)	(73.2)	(77.7)	(2.9)	(2.1)	(2.1)	(0.7)	(1.8)	(1.9)	16.2	5.6
20歳未満	[81.6]	100.0	51.4 (100.0)	(71.7)	(81.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	47.1	1.5
20～29歳	[91.6]	100.0	82.5 (100.0)	(71.9)	(86.5)	(1.4)	(0.9)	(1.2)	(0.2)	(1.1)	(2.3)	12.6	4.9
30～39歳	[88.4]	100.0	79.7 (100.0)	(76.9)	(85.2)	(2.6)	(1.8)	(1.2)	(0.3)	(2.4)	(1.4)	15.6	4.7
40～49歳	[87.3]	100.0	80.5 (100.0)	(74.8)	(74.7)	(3.1)	(1.7)	(2.0)	(0.9)	(1.8)	(1.5)	14.9	4.6
50～59歳	[81.4]	100.0	72.9 (100.0)	(68.2)	(69.4)	(4.7)	(3.8)	(4.3)	(1.6)	(1.4)	(3.1)	19.4	7.6
60歳以上	[64.6]	100.0	71.1 (100.0)	(68.9)	(61.6)	(2.8)	(4.3)	(2.3)	(0.2)	(2.1)	(1.0)	19.1	9.9
60～64歳	[66.3]	100.0	67.3 (100.0)	(62.5)	(67.8)	(4.6)	(5.9)	(3.9)	(0.3)	(3.5)	(1.7)	21.5	11.3
65歳以上	[61.8]	100.0	77.7 (100.0)	(78.7)	(52.2)	(-)	(1.8)	(-)	(-)	(-)	(-)	14.9	7.4
(性別)													
男	[81.1]	100.0	71.7 (100.0)	(73.1)	(72.1)	(4.7)	(3.0)	(2.3)	(1.0)	(2.1)	(1.0)	21.6	6.7
女	[89.6]	100.0	86.1 (100.0)	(73.4)	(83.5)	(1.1)	(1.2)	(1.8)	(0.4)	(1.5)	(2.8)	9.6	4.3
(就業形態)													
正社員	[86.4]	100.0	78.3 (100.0)	(73.5)	(77.5)	(3.6)	(2.3)	(2.5)	(0.9)	(2.0)	(1.7)	16.0	5.7
契約社員	[74.4]	100.0	77.7 (100.0)	(68.6)	(80.5)	(1.5)	(2.8)	(1.3)	(0.1)	(0.5)	(2.5)	16.0	6.3
パートタイム労働者	[80.2]	100.0	77.8 (100.0)	(75.1)	(78.7)	(0.3)	(1.1)	(0.6)	(-)	(0.2)	(0.8)	17.2	4.9
臨時・日雇労働者	[76.1]	100.0	90.6 (100.0)	(78.1)	(43.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(20.3)	0.1	9.3
派遣労働者	[89.8]	100.0	75.6 (100.0)	(64.4)	(74.5)	(1.2)	(0.5)	(-)	(0.2)	(7.8)	(9.0)	18.9	5.5
平成25年	[90.8]	100.0	75.8 (100.0)	(53.5)	(58.9)	(2.1)	(2.2)	(2.9)	(1.0)	(1.4)	(2.3)	24.2	-

注: []は、全労働者のうち「ストレスを相談できる人がいる労働者」の割合である。

さらに、「実際に相談したことがある」労働者のうち、ストレスが「解消された」とする労働者の割合は31.1%[同 33.1%]、「解消されなかったが、気が楽になった」は59.2%[同 56.2%]となっている(第32表)。

第32表 相談後のストレス解消状況別労働者割合

(単位:%)

区 分	ストレスの解消状況					
	ストレスを実際に相談した労働者計	解消された	解消されなかったが、気が楽になった	解消もされず、気が楽にもならなかった	不明	
平成27年	[78.1]	100.0	31.1	59.2	5.4	4.2
(年齢階級)						
20歳未満	[51.4]	100.0	75.5	24.5	-	-
20～29歳	[82.5]	100.0	35.6	54.4	5.8	4.3
30～39歳	[79.7]	100.0	26.1	63.3	7.4	3.2
40～49歳	[80.5]	100.0	30.8	59.3	4.7	5.2
50～59歳	[72.9]	100.0	29.1	62.9	3.8	4.2
60歳以上	[71.1]	100.0	41.2	49.0	5.1	4.6
60～64歳	[67.3]	100.0	36.3	54.4	7.4	1.9
65歳以上	[77.7]	100.0	48.6	41.0	1.6	8.7
(性別)						
男	[71.7]	100.0	32.3	57.5	5.7	4.5
女	[86.1]	100.0	29.8	61.0	5.2	3.9
(就業形態)						
正社員	[78.3]	100.0	29.9	60.3	5.6	4.2
契約社員	[77.7]	100.0	24.1	63.1	5.8	7.0
パートタイム労働者	[77.8]	100.0	41.1	51.5	3.9	3.5
臨時・日雇労働者	[90.6]	100.0	50.6	46.0	0.8	2.6
派遣労働者	[75.6]	100.0	26.1	62.5	9.6	1.7
平成25年	[75.8]	100.0	33.1	56.2	4.7	5.9

注: []は、「ストレスを相談できる人がいる労働者」のうち「ストレスを実際に相談した労働者」の割合である。

(2)仕事や職業生活に関する強いストレス

現在の仕事や職業生活に関することで、強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は55.7%[平成25年調査52.3%]となっている。その内容(3つ以内の複数回答)をみると、「仕事の質・量」が57.5%[同65.3%]と最も多く、次いで「対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)」が36.4%[同33.7%]、「仕事の失敗、責任の発生等」が33.2%[同36.6%]となっている。(第33表、第3図)

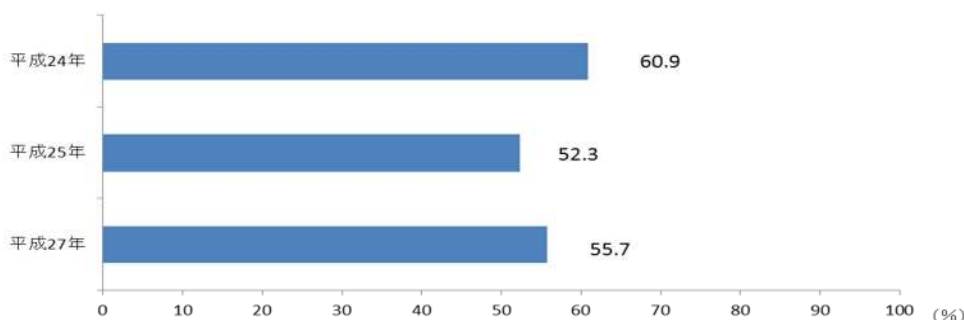
第33表 仕事や職業生活に関するストレスの有無及び内容別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	強いストレスの内容(3つ以内の複数回答)										強いストレスとなっていないと感じる事柄がない	不明	
		強いストレスとなっていると感じる事柄がある	仕事の質・量	対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)	役割・地位の変化等(昇進、昇格、配置転換等)	仕事の失敗、責任の発生等	事故や災害の体験	雇用の安定性	会社の将来性	その他	不明			
平成27年	100.0	55.7	(100.0)	(57.5)	(36.4)	(23.9)	(33.2)	(1.9)	(14.7)	(20.3)	(11.5)	(0.6)	43.6	0.7
(年齢階級)														
20歳未満	100.0	25.5	(100.0)	(54.1)	(55.2)	(3.4)	(63.8)	(-)	(0.2)	(3.0)	(15.0)	(-)	70.9	3.6
20～29歳	100.0	55.6	(100.0)	(59.6)	(38.5)	(21.7)	(41.1)	(1.1)	(13.6)	(20.1)	(10.0)	(-)	43.4	1.0
30～39歳	100.0	58.6	(100.0)	(58.1)	(38.1)	(28.8)	(33.5)	(2.6)	(15.3)	(21.5)	(11.7)	(0.7)	40.8	0.6
40～49歳	100.0	60.4	(100.0)	(57.7)	(35.4)	(22.5)	(31.6)	(1.4)	(13.8)	(20.1)	(13.1)	(1.1)	39.0	0.7
50～59歳	100.0	57.0	(100.0)	(59.0)	(33.4)	(24.3)	(29.8)	(1.9)	(15.0)	(21.2)	(9.3)	(0.1)	42.7	0.3
60歳以上	100.0	36.1	(100.0)	(44.4)	(36.7)	(15.3)	(30.5)	(2.6)	(19.2)	(15.1)	(12.8)	(0.5)	63.2	0.7
60～64歳	100.0	42.9	(100.0)	(46.6)	(37.5)	(17.2)	(26.3)	(2.2)	(16.8)	(18.6)	(14.3)	(0.7)	56.0	1.1
65歳以上	100.0	25.1	(100.0)	(38.3)	(34.4)	(10.1)	(42.0)	(3.7)	(25.8)	(5.4)	(8.7)	(-)	74.8	0.1
(性別)														
男	100.0	53.7	(100.0)	(58.7)	(32.0)	(26.4)	(35.3)	(2.4)	(12.7)	(24.0)	(11.0)	(0.5)	45.8	0.5
女	100.0	58.5	(100.0)	(55.9)	(41.9)	(20.6)	(30.7)	(1.3)	(17.2)	(15.6)	(12.1)	(0.7)	40.7	0.9
(就業形態)														
正社員	100.0	59.0	(100.0)	(61.1)	(34.8)	(27.2)	(34.3)	(2.0)	(10.7)	(23.0)	(10.5)	(0.3)	40.4	0.7
契約社員	100.0	54.5	(100.0)	(40.6)	(38.7)	(10.3)	(23.8)	(1.2)	(35.0)	(10.2)	(15.2)	(2.8)	45.5	0.0
パートタイム労働者	100.0	38.8	(100.0)	(47.9)	(46.0)	(13.2)	(32.5)	(1.5)	(17.6)	(10.7)	(15.3)	(1.0)	60.1	1.0
臨時・日雇労働者	100.0	34.8	(100.0)	(15.6)	(15.4)	(0.2)	(36.9)	(25.1)	(36.1)	(31.6)	(16.4)	(5.2)	65.2	-
派遣労働者	100.0	66.4	(100.0)	(38.5)	(39.7)	(7.5)	(28.5)	(0.0)	(61.3)	(5.1)	(13.4)	(-)	33.2	0.5
平成25年	100.0	52.3	(100.0)	(65.3)	(33.7)	(25.0)	(36.6)	(2.8)	(...)	(...)	(18.5)	(0.3)	47.5	0.2

注:強いストレスの内容(3つ以内の複数回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢が一部異なるため、比較には注意が必要である。

第3図 現在の仕事や職業生活に関することで強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者割合の推移



注:平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

4 受動喫煙防止対策に関する事項

(1)喫煙の状況

職場で喫煙する労働者の割合は 25.1%[平成 25 年調査 31.7%]となっている(第 34 表)。

第34表 職場での喫煙の有無別労働者割合

(単位:%)

区分	労働者計	職場で喫煙する	職場で喫煙しない	不明
平成27年	100.0	25.1	74.7	0.2
(年齢階級)				
20歳未満	100.0	0.8	99.2	-
20～29歳	100.0	21.3	78.3	0.4
30～39歳	100.0	29.8	69.9	0.3
40～49歳	100.0	26.7	73.2	0.1
50～59歳	100.0	24.9	75.1	0.0
60歳以上	100.0	17.8	81.9	0.2
60～64歳	100.0	20.1	79.6	0.3
65歳以上	100.0	14.2	85.6	0.2
(性別)				
男	100.0	37.1	62.8	0.2
女	100.0	8.6	91.1	0.2
(就業形態)				
正社員	100.0	27.9	71.9	0.2
契約社員	100.0	21.8	78.2	-
パートタイム労働者	100.0	14.2	85.3	0.4
臨時・日雇労働者	100.0	51.4	46.8	1.8
派遣労働者	100.0	14.2	85.6	0.3
平成25年	100.0	31.7	67.9	0.4

(2)受動喫煙による不快や対策への意識

職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)があるとする労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」の 12.2%、「ときどきある」の 20.6%を合わせて 32.8%となっている。

また、受動喫煙があるとする労働者の割合を職場での喫煙の有無でみると、職場で喫煙する労働者では 47.4%、職場で喫煙しない労働者では 28.0%となっている。(第 35 表)

第35表 職場での受動喫煙の有無別労働者割合

(単位:%)

区分	労働者計	受動喫煙 がある	受動喫煙 がある		受動喫煙 がない	不明
			ほとんど毎日 ある	ときどきある		
平成27年	100.0	32.8	12.2	20.6	66.6	0.6
(年齢階級)						
20歳未満	100.0	37.8	7.6	30.2	62.2	-
20～29歳	100.0	36.6	13.9	22.8	62.8	0.5
30～39歳	100.0	35.5	13.6	21.9	63.7	0.7
40～49歳	100.0	31.4	12.5	18.9	68.1	0.6
50～59歳	100.0	29.1	10.1	19.0	70.2	0.7
60歳以上	100.0	31.1	10.3	20.8	68.4	0.5
60～64歳	100.0	32.7	12.3	20.4	66.6	0.7
65歳以上	100.0	28.5	7.1	21.5	71.2	0.2
(性別)						
男	100.0	40.6	16.9	23.6	59.1	0.3
女	100.0	22.1	5.7	16.4	76.9	1.0
(職場での喫煙)						
喫煙する	100.0	47.4	32.0	15.4	51.7	0.9
喫煙しない	100.0	28.0	5.6	22.4	71.7	0.3
不明	100.0	-	-	-	2.2	97.8
平成25年	100.0	47.7	22.0	25.7	51.3	1.0

注:平成27年調査と平成25年調査では質問形式が一部異なるため、比較には注意が必要である。

また、職場での喫煙に関して不快に感じる事、体調が悪くなる事の有無についてみると、「不快に感じる事、体調が悪くなる事がある」とする労働者の割合は 18.4%[同 19.2%]となっている。

これを職場で喫煙しない労働者についてみると、「不快に感じる事、体調が悪くなる事がある」とする労働者の割合が 21.6%となっている。(第 36 表)

第36表 職場での喫煙に関して不快に感じる事、体調が悪くなる事の有無別労働者割合

(単位:%)

区分	労働者計	不快に感じる事、 体調が悪くなる ことがある			不快に感じる事、 体調が悪くなること がない		不明
		よくある	たまにある				
平成27年 (年齢階級)	100.0	18.4	4.7	13.7	80.7	0.8	
20歳未満	100.0	15.4	1.5	13.9	84.6	-	
20～29歳	100.0	19.6	6.6	13.0	79.5	1.0	
30～39歳	100.0	18.2	4.7	13.6	81.2	0.6	
40～49歳	100.0	19.0	4.8	14.3	80.2	0.7	
50～59歳	100.0	17.8	4.2	13.5	81.5	0.7	
60歳以上	100.0	17.2	3.4	13.9	81.0	1.8	
60～64歳	100.0	14.6	4.3	10.3	83.9	1.5	
65歳以上	100.0	21.4	1.8	19.6	76.3	2.2	
(性別)							
男	100.0	16.6	4.6	12.0	83.0	0.4	
女	100.0	21.0	4.9	16.0	77.7	1.4	
(職場での喫煙)							
喫煙する	100.0	9.2	0.8	8.4	90.3	0.4	
喫煙しない	100.0	21.6	6.0	15.5	77.7	0.7	
不明	100.0	-	-	-	6.8	93.2	
平成25年	100.0	19.2	5.0	14.2	79.2	1.5	

(3)受動喫煙防止対策として望むこと

職場における受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定として望む内容(単一回答)は、「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にすること」が 20.7%と最も多く、次いで「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること」が 16.5%となっている(第 37 表)。

第37表 職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定)別労働者割合

(単位:%)

区分	労働者計	職場に望む受動喫煙対策(禁煙場所の設定)(単一回答)							何も望むことはない	不明
		受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の	屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること	屋外のみ喫煙可能とすること	会議室、食堂、休憩室、商談室等(含む)を禁煙とし、	事業所の建物内全体(執務室、	た喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にすること	事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にすること		
平成27年 (年齢階級)	100.0	57.6	16.5	12.6	20.7	4.3	3.5	41.6	0.7	
20歳未満	100.0	38.9	21.7	0.6	6.6	8.8	1.2	61.1	-	
20～29歳	100.0	55.8	15.3	13.1	21.2	3.4	2.8	43.8	0.4	
30～39歳	100.0	55.8	15.0	12.0	21.2	3.9	3.6	43.4	0.8	
40～49歳	100.0	59.4	17.7	12.5	20.5	4.9	3.8	39.9	0.7	
50～59歳	100.0	60.1	15.7	13.8	22.1	4.5	3.9	39.7	0.2	
60歳以上	100.0	57.1	19.3	12.8	18.4	3.5	3.1	40.4	2.4	
60～64歳	100.0	62.7	17.3	12.2	25.2	3.4	4.6	35.0	2.3	
65歳以上	100.0	48.1	22.6	13.6	7.4	3.8	0.8	49.3	2.6	
(性別)										
男	100.0	57.3	13.6	12.0	22.3	5.6	3.7	42.3	0.4	
女	100.0	58.1	20.4	13.5	18.6	2.4	3.3	40.7	1.2	
(受動喫煙の有無計)										
ある	100.0	69.0	19.4	14.8	21.4	7.8	5.6	30.9	0.1	
ほとんど毎日ある	100.0	60.7	10.0	13.7	20.8	8.4	7.7	39.2	0.2	
ときどきある	100.0	73.9	25.0	15.4	21.8	7.4	4.3	26.0	0.1	
ない	100.0	52.2	15.1	11.6	20.4	2.5	2.5	47.1	0.7	
不明	100.0	42.7	5.3	6.8	18.2	7.4	5.0	23.6	33.7	

また、職場における受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外に望む内容(複数回答)は、「喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること」が27.5%と最も多く、次いで「たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置すること」が24.5%となっている(第38表)。

第38表 職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)別労働者割合

(単位:%)

区分	労働者計	職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)(複数回答)										何も望むことはない	不明
		受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある	喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること	たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置すること	量が一定以上の換気(粉じん濃度0.1mg/立方メートル以下)又は換気時間(換気回数)を実施すること	喫煙可能区域に設置した機器(屋外排気メンテナンス)を実施すること	喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度を測定すること	定期的又は外部の説明会に参加すること	喫煙者に対する健康指導(たばこの害)を実施すること	喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの設定など)を実施すること	左記以外で何らかの対策を実施すること		
平成27年	100.0	50.8	27.5	24.5	7.5	17.6	5.9	4.3	13.7	12.7	4.0	47.9	1.3
(年齢階級)													
20歳未満	100.0	30.6	21.1	7.0	0.6	7.8	0.8	0.7	1.2	3.3	1.0	69.4	-
20～29歳	100.0	48.6	29.5	26.9	7.8	19.0	5.3	3.6	12.0	11.4	3.3	50.3	1.1
30～39歳	100.0	53.4	25.3	28.5	9.8	19.8	7.0	4.9	12.8	12.6	5.6	45.0	1.5
40～49歳	100.0	52.0	28.7	24.7	6.7	17.5	5.6	4.1	13.0	13.6	3.9	46.9	1.2
50～59歳	100.0	51.4	29.4	21.0	6.8	15.6	5.6	5.1	15.6	12.4	3.1	47.9	0.7
60歳以上	100.0	45.6	23.9	18.8	5.6	15.1	6.3	3.4	18.2	14.4	3.0	52.1	2.3
60～64歳	100.0	50.5	29.0	22.1	7.9	17.9	8.5	4.7	19.8	17.1	4.6	47.5	2.0
65歳以上	100.0	37.5	15.7	13.5	1.7	10.5	2.7	1.2	15.6	10.1	0.4	59.6	2.9
(性別)													
男	100.0	48.9	26.8	23.0	6.5	16.6	5.1	4.5	12.3	11.4	4.3	50.0	1.2
女	100.0	53.6	28.6	26.4	8.9	18.9	7.0	4.1	15.7	14.6	3.5	45.0	1.4
(受動喫煙の有無計)													
ある	100.0	59.2	33.2	29.7	8.5	19.6	6.5	6.5	16.2	15.3	6.3	39.4	1.4
ほとんど毎日ある	100.0	50.7	28.6	27.6	6.6	17.9	4.4	5.2	11.2	12.5	6.0	47.4	1.9
ときどきある	100.0	64.3	35.8	31.0	9.6	20.6	7.7	7.3	19.2	16.9	6.5	34.6	1.1
ない	100.0	46.7	24.8	22.0	7.0	16.6	5.7	3.3	12.6	11.6	2.8	52.4	0.9
不明	100.0	48.4	25.5	9.3	1.6	20.4	3.8	1.6	0.8	5.2	3.5	17.8	33.8

主な用語の定義

「労働災害」

業務に起因して発生した負傷・死亡及び疾病をいう。調査期間に同一人が2回被災した場合は、延べ被災労働者数は2人と計上する。通勤途中に発生した災害（いわゆる「通勤災害」）は労働災害に含まない。

「正社員」

フルタイム勤務で雇用期間の定めのない者をいう。

「契約社員」

フルタイム勤務で1か月を超える雇用期間の定めのある者をいう。

「パートタイム労働者」

一般社員（フルタイム勤務者で基幹業務を行う社員）より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間の定めがない又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。

「臨時・日雇労働者」

1か月以内の期間を定めて雇われている者をいう。

「派遣労働者」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者のうち、9月及び10月の各月にそれぞれ18日以上就労している者をいう。

「衛生管理者」

常時50人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいう。衛生管理者の免許を取得しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任されることになっている。

「産業医」

労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいう。

「安全衛生委員会」

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じている。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会等と目的と活動内容

が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会等に該当する。

「衛生推進者」

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっている。

「リスクアセスメント」

利用可能な情報を用いて労働者の安全衛生に関する危険・有害要因を特定し、そのリスクを見積もり、かつ、評価することによって、当該リスクが許容範囲か否かを判断し、リスクの大きいものから順にそのリスクを低減させていく手法をいう。

「コントロール・バンディング」

化学物質を取り扱う作業ごとに、物質の有害性、揮発性／飛散性、取扱量の 3 つの要素によって、リスクの程度を 4 段階にランク区分し、管理のための一般的実施事項を各々の区分ごとに示すことをいう。一般的に行われる作業については、より具体的な事項を個別の管理手段シートとして示すことをいう。

「メンタルヘルス対策」

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置のことをいう。

「メンタルヘルス不調」

メンタルヘルス不調とは、精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいう。

「事業所内の産業保健スタッフ」

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源（専門医療機関など）とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、事業所内の保健師等をいう。

「ストレスチェック」

労働者のストレスについて、調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるためのものをいう。

本調査でいうストレスチェックには、労働安全衛生法に基づき、平成 27 年 12 月 1 日から労働者数 50 人以上の事業所に義務づけられるストレスチェック制度に準じて取り組まれているものを含む。

「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいう。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成される。

「地域産業保健センター」

労働者数 50 人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための機関をいう。

「産業保健総合支援センター」

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等）を提供する機関をいう。「地域産業保健センター」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っており、独立行政法人労働者健康福祉機構が運営している。

「他の外部機関」

精神保健福祉センター、（社）日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

「健康診断機関」

健康診断を実施している機関をいう。医療機関であるかどうか、健康診断を専門に実施している機関であるかを問わない。

「事業所内の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」

建物全部を禁煙とし、屋外のみ喫煙を可能としている場合をいう。

「喫煙室」

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための屋外排気装置付きの部屋のことをいう。

「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている」

建物内又は建物内に準じた場所（例えば車両など）を常に禁煙とし、事業所敷地内の屋外も常に禁煙としている場合をいう。

「喫煙コーナー」

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域のことをいう。

「喫煙可能区域」

屋外に設置した喫煙所、屋内に設置した喫煙室、喫煙コーナーなど従業員、顧客等が喫煙を許されている区域のことをいう。

「たばこの煙を低減する装置」

たばこの煙の成分の一部をフィルター等で除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の機器のことをいう。

「一定以上の換気」

喫煙可能区域において、浮遊粉じん濃度が 0.15mg/立方メートル以下又は $70.3 \times$ （喫煙席数）立方メートル/時間以上の換気措置を講じていることをいう。

「有害業務」

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務のうち、この調査では「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「放射線業務」、「粉じん作業」をいう。

「鉛業務」

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務）。

「有機溶剤業務」

屋内作業場等で、有機溶剤（アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質）を製造し又は取り扱う業務をいう。

「特定化学物質」

ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン等（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質）をいう。

「石綿等を取り扱う業務」

石綿（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物）を取り扱う業務をいう。

「放射線業務」

エックス線等電離放射線の発生を伴う装置の使用又は検査の業務や放射性物質を装備

している機器を取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務）。

「粉じん作業」

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）をいう。

「特殊健康診断」

有害業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、当該業務への配置替え時及び定期的に行う健康診断をいう。また、「有所見者」とは、健康診断の結果、異常所見が認められた労働者をいう。

「じん肺健康診断」

じん肺（粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病）の予防及び健康管理のために実施する胸部臨床検査、肺機能検査等の健康診断をいう。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

「時間外・休日労働」

本調査の時間外・休日労働とは、休憩時間を除き、1週当たり40時間を超えた労働をいう。

1か月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行う。

1か月当たりの時間外・休日労働時間 =

1か月の総労働時間（労働時間数＋延長時間数＋休日労働時間数）－（計算期間（1か月間）の総暦日数／7）×40

「長時間労働者に対する医師による面接指導」

長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることをいう。

労働安全衛生法により、事業主は、①時間外・休日労働時間数が1か月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられている。

また、②時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者及び③事業所において定められた基準に該当する労働者に対しては、医師による面接指導等の実施が努力義務となっている。

「安全衛生教育」

労働安全衛生法で事業者による実施が義務づけられているものであり、雇入れ時と作

業内容が変わったとき（派遣されたときを含む）に行う教育のことをいう。

「危険予知（KY）活動」

作業や職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し解決する能力を高める手法のことをいう。一般にKYT、KY訓練、KY活動（KYK）、ツールボックスミーティング（TBM）等と呼ばれている。

「常時従事」

「継続してその有害業務に従事する」場合や「一定の期間ごとに反復してその有害業務に従事する」場合などをいう。

「カウンセラー等」

事業所において、個々の労働者に対してメンタルヘルス対策（心の健康対策）を実施する担当者をいう。例えば、精神保健福祉士、臨床心理士や産業カウンセラーなどをいう。

「セクハラ」

職場のセクシュアルハラスメントのことで、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。また、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。

「パワハラ」

職場のパワーハラスメントのことで、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいう。